独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の
令和７年度における業務の実績に関する評価

令和８年

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　令和７年度評価　目次

１－１－１　評価の概要　・・・ｐ１
１－１－２　総合評定　・・・ｐ２
１－１－３　項目別評定総括表　・・・ｐ４
１－１－４－１　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）　・・・ｐ７
項目別評価調書 No. Ⅰ―１　大学等の評価　・・・ｐ７
項目別評価調書 No. Ⅰ―２　国立大学法人等の施設整備支援　・・・ｐ15
項目別評価調書 No. Ⅰ―３　学位授与　・・・ｐ22
項目別評価調書 No. Ⅰ―４　質保証連携　・・・ｐ29
項目別評価調書 No. Ⅰ―５　調査研究　・・・ｐ43
項目別評価調書 No. Ⅰ―６　大学・高専成長分野転換支援　・・・ｐ52

１－１－４－２　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）　・・・ｐ56
項目別評価調書 No. Ⅱ―１　経費等の合理化・効率化　・・・ｐ56
項目別評価調書 No. Ⅱ―２　調達等の合理化　・・・ｐ58
項目別評価調書 No. Ⅱ―３　給与水準の適正化　・・・ｐ60
項目別評価調書 No. Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項　・・・ｐ61
項目別評価調書 No. Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画　・・・ｐ61
項目別評価調書 No. Ⅴ　短期借入金の限度額　・・・ｐ61
項目別評価調書 No. Ⅵ　剰余金の使途　・・・ｐ61
項目別評価調書 No. Ⅶ―１　内部統制　・・・ｐ65
項目別評価調書 No. Ⅶ―２　情報システムの整備及び管理　・・・ｐ69
項目別評価調書 No. Ⅶ―３　施設・設備に関する計画　・・・ｐ71
項目別評価調書 No. Ⅶ―４　人事に関する計画　・・・ｐ72

別添　中期目標、中期計画、年度計画　・・・ｐ74

１－１－１　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和７年度
	中期目標期間	平成６年度～令和 10 年度（第５期）

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	高等教育企画課、春山浩康
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、釜井宏行

３．評価の実施に関する事項
令和８年７月 28 日に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の評価等に関する有識者会合を開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し、必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。

４．その他評価に関する重要事項
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、平成 28 年４月１日から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となった。 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」（令和４年法律第 94 号）等が令和５年２月 20 日から施行され、機構の目的及び業務に大学・高専成長分野転換支援に関するものが追加された。

１－１－２　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
		B	B			
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」では、「財務諸表等の集計と分析」において、BIツール上に財務データ分析の基盤となる機能を構築することで、「国立大学法人の財務」上の各国立大学法人間の各種データの比較が容易に行えるよう工夫したことは評価できる。（p33参照） また、「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」において収支計画を読み解き、改善策をグループワーク形式で立案する実践的な内容で実施したことについて、実施後の参加者アンケートの結果、「グループワークを通じて、病院財務経営分析の観点や他大学の状況等、新たな気づきがあって良かった。」等の肯定的な意見が得られるなど、参加者の資質向上につながる取組であったことも評価できる。（p33参照） ○「国際的な質保証活動への参画」では、アジアにおける大学間交流プログラムのための「共通質保証基準」を策定するに留まらず、本基準の意義や内容を国内外に広く積極的に発信し、アジア・太平洋地域における質保証ネットワークより高く評価され、優れた取組として賞を受けたことや、同「共通質保証基準」の趣旨と内容を日英２言語にて分かりやすく解説した資料を作成・公開したことで、日本の大学等がアジアの大学と学生交流プログラムを構築する際に求められる具体的な質保証の基準等の理解を促進させることで、アジアにおける学生交流の活発化に資する取組を行ったことは高く評価できる。（p38参照） ○「学位等高等教育資格の承認に関する情報提供」においては、外国学歴・資格評価（海外の学歴や資格を日本の制度との関係で評価する業務）に携わる人材の育成を目的とする国内初の大規模研修を実施し、NIC-Japanセミナーシリーズ開始以来最大規模の参加を得るとともに、高い満足度を得たことは、高等教育資格の承認に関する理解促進及び人材育成に資する取組として高く評価できる。（p40参照） ○「大学・高専成長分野転換支援」では、令和７年度においては補正予算を計上し、ニーズに応じた支援メニューの見直しを行ったことに伴い、新たな支援枠に関する対応を適切に実行されたことは、中期計画に定められた以上の業務の進捗があったと認められる。更に、フォローアップ要項に定められた従前の取組に加えて、指摘事項を通知した選定校に対する「オンライン面談」を実施し、各大学の置かれた状況を把握した上で、きめ細やかなフォローアップを行っていることも評価に値する。（p53-54参照） ○「調達等の合理化」について、調達等合理化計画に基づいて着実に必要な取組を実施することに加え、仕様の見直し等により競争性を高めることで経費節減を実現したことは評価できる。（p58参照） ○「財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項」について、料金体系等見直し検討ワーキンググループを設置し、認証評価手数料及び学位授与審査手数料を改定したことは、収支状況の改善に向けた取組として評価できるものである。（p61参照）

	なお、上記においては、中期計画に定められた水準を上回る進捗が認められた事項を中心に取り上げたが、今回のヒアリングを通じて、機構全体の取組が多岐にわたり、それらが我が国の高等教育の推進に寄与していることを再確認した。近年では、大学・高専成長分野転換支援に関する業務を担うなどその役割は一層広がっている。また、今後は、「大学等の評価」において、「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」（中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会の下に設置）における議論を踏まえ、「新たな評価」制度の円滑な実装に向けた取組を推進するうえで、重要な役割を担うことも期待されている。今後とも中期計画に定められた業務に着実に取り組み、その使命の実現に向けて一層尽力されることを期待したい。（p9-10参照）
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし
４．その他事項	
監事等からの意見	監事からの意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。
その他特記事項	○「国際的な質保証活動への参画」について、高等教育の質保証システムは、グローバル化による学生・教員等の流動性の高まりを受け、国際的な通用性や透明性が強く要請されている今般の状況に鑑み、我が国において機構が国際ネットワーク（INQAAHE や APQN 等）への積極的関与や諸外国の質保証機関との連携を主導していることは高く評価できる。実際、アジアにおける大学間交流プログラムのための「共通質保証基準」の策定や高等教育質保証の海外動向発信サイトの運用等は、機構の使命・役割に適う優れた取組である。今後も継続的・発展的な成果につなげていくことを期待する。(p38 参照) ○「学位等高等教育資格の承認に関する情報提供」に関しては、国際的な人材流動が進む中、日本や外国の学歴・資格評価に関して専門的な情報・データを蓄積・更新していく高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）の活動は、我が国で機構が先導して進めることが期待される取組である。今後も、関係各国・地域の NIC 等との連携や外国の教育制度・高等教育資格に関する情報の整理・提供について中心的役割を担っていくことを強く期待する。(p40-41 参照)

	○ 調達等の合理化に関しては、複数年契約の実施により、調達額の削減効果だけでなく、調達事務の効率化が図られるメリットもあることから、調達の公平性、透明性及び競争性に配慮したうえで、適用範囲拡大の検討を継続することを期待する。（p58 参照）

※　評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定、令和４年３月 25 日一部改定。以降「評価基準」とする。）p14～参照）

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１－１－３　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　年度評価　項目別評定総括表

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別調書№.	備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
大学等の評価	B	B				Ⅰ－１	
大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	（B）	（B）					
国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価	（A）	（B）					
国立大学法人等の施設整備支援	B	B				Ⅰ－２	
施設費貸付事業	（B）	（B）					
施設費交付事業	（B）	（B）					
国から承継した財産等の処理	（B）	（B）					
学位授与	B	B				Ⅰ－３	
単位積み上げ型による学士の学位授与	（B）	（B）					
省庁大学校修了者に対する学位授与	（B）	（B）					
学位授与事業の普及啓発	（B）	（B）					

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別調書№.	備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
質保証連携	B	B				Ⅰ－４	
大学等連携・活動支援							
大学等との連携	（B）	（B）					
国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援	（A）	（A）					
大学ポートレート	（B）	（B）					
評価機関との連携	（B）	（B）					
国際連携・活動支援							
国際的な質保証活動への参画	（B）	（A）					
学位等高等教育資格の承認に関する情報提供	（B）	（A）					
調査研究	B	B				Ⅰ－５	
大学等の改革の支援に関する調査研究	（B）	（B）					
学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	（B）	（B）					
大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究	（B）	（B）					
大学・高専成長分野転換支援	A	A				Ⅰ－６	
助成金の交付	（B）	（A）					
取組の実施状況の把握等	（A）	（A）					

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
経費等の合理化・効率化	B	B				Ⅱ－１	
調達等の合理化	B	A				Ⅱ－２	
給与水準の適正化	B	B				Ⅱ－３	
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 Ⅳ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 Ⅴ 短期借入金の限度額 Ⅵ 剰余金の使途	B	A				Ⅲ、Ⅳ Ⅴ、Ⅵ	
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
内部統制	B	B				Ⅶ－１	
情報システムの整備及び管理	B	B				Ⅶ－２	
施設・設備に関する計画	B	B				Ⅶ－３	
人事に関する計画	B	B				Ⅶ－４	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
※４　「項目別調書No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。
※５　評定区分は以下のとおりとする。（評価基準p11～12）

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「財務内容の改善に関する事項（Ⅲ）」及び「その他業務運営に関する重要事項（Ⅳ）」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

Ｓ：－

Ａ：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

Ｂ：目標の水準を満たしている（「Ａ」に該当する事項を除く。）。

Ｃ：目標の水準を満たしていない（「Ｄ」に該当する事項を除く。）。

Ｄ：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

１－１－４－１　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１	１　大学等の評価 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 （２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第１号、第３項、第４項 学校教育法第 109 条、同法第 123 条 国立大学法人法第 31 条の３第１項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001581

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等			達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価									
認証評価機関連絡協議会等			各年度３回	３回（前中期目標期間最終年度値）（※１）	３回	３回			
機関別認証評価制度に関する連絡会等			各年度４回	３回（前中期目標期間最終年度値）	５回	４回			
評価対象校向け説明会参加者数		大学	－	－	177 アカウント	218 アカウント			
		高等専門学校	－	－	84 アカウント	68 アカウント			
		法科大学院	－	－	12 アカウント	（※３）			
評価委員向け研修参加者数		大学	－	－	40 人	48 人			
		高等専門学校	－	－	19 人	26 人			
		法科大学院	－	－	７人	７人			
評価実施校数	大学	申請校数（機構での受審を希望した校数）	－	－	８校	11 校			
		機構で評価を実施した校数	－	－	８校	11 校			
	高等専門学校	申請校数（機構での受審を希望した校数）	－	－	４校	８校			

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	287,317	429,237			
決算額（千円）	271,655	400,771			
経常費用（千円）	247,055	437,385			
経常利益（千円）	8,932	30,687			
行政コスト（千円）	254,907	446,648			
従事人員数（人）	21.7(2.9)	34.2(3.2)			

			機構で評価を実施した校数	－	－	４校	８校										
		法科大学院	申請校数（機構での受審を希望した校数）	－	－	１校	２校										
			機構で評価を実施した校数	－	－	１校	２校										
	検証アンケート回答率			85%	82.2%（前中期目標期間平均値）	87.2%	82.9%										
	検証アンケート・評価基準及び観点の構成や内容に関する満足度４以上（５段階評価）			85%	88.2%（前中期目標期間平均値）	88.9%	92.3%										
	（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価																
	検証アンケート（評価者）	評価の適切性に関する肯定的回答	達成状況	95%以上	【４年目終了時】96% 【６年目終了時】96% （※２）	－	－										
			現況分析		91% （※２）	－	－										
	検証アンケート（法人）	評価の適切性に関する肯定的回答	達成状況	70%以上	【４年目終了時】73% 【６年目終了時】66% （※２）	－	－										
			現況分析		72% （※２）	－	－										
		評価の有効性に関する肯定的回答	達成状況	55%以上	【４年目終了時】52% 【６年目終了時】50% （※２）	－	－										
			現況分析	60%以上	58% （※２）	－	－										

（※１）令和５年度の開催回数（６回）から、臨時開催の回数（３回）を除いた開催回数（令和元年度から令和４年度と同数）を基準値として設定している。

（※２）達成状況については４年目終了時評価（令和２年度）及び６年目終了時評価（令和４年度）、現況分析については４年目終了時評価における検証アンケートの数値を基準値として設定している。

（※３）評価対象校向け説明会について、令和７年度は次年度対象校なしのため実施していない。

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ｉ-５（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

<table>
<tr><th rowspan="2">主な評価指標等</th><th colspan="3">法人の業務実績・自己評価</th><th colspan="2">主務大臣による評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th><th colspan="2">評定　B</th></tr>
<tr><td>各項目を参照</td><td>各項目を参照</td><td>＜評定と根拠＞
評定：B

令和７年度における「１　大学等の評価」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。</td><td colspan="2">＜評定に至った理由＞
法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－</td></tr>
<tr><td>（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

＜主な定量的指標＞
１－１　大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
１－２　認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）

＜評価の視点＞
１－１　大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。</td><td>（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

＜主要な業務実績＞

ア　認証評価の実施及び評価結果の公表
○　大学及び高等専門学校からの求めに応じ、機関別認証評価を実施した。また、法科大学院からの求めに応じ、法科大学院認証評価を実施した。結果は以下のとおり。
＜令和７年度の認証評価の実績＞
<table><tr><th></th><th>件数</th><th>評価結果</th></tr><tr><td>大学</td><td>11校</td><td>「評価基準に適合している」11校
「評価基準に適合していない」０校</td></tr><tr><td>高等専門学校</td><td>８校</td><td>「評価基準に適合している」８校
「評価基準に適合していない」０校</td></tr><tr><td>法科大学院</td><td>２校</td><td>「評価基準に適合している」２校
「評価基準に適合していない」０校</td></tr></table>
○　評価結果については、令和８年３月に当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトで公表した。
【認証評価結果の公表（令和７年度分）】
・　令和７年度 大学機関別認証評価の評価結果（11 校分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukakekka/r_7.html
・　令和７年度 高等専門学校機関別認証評価の評価結果（８校分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/r_7.html
・　令和７年度 法科大学院認証評価の評価結果（２校分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyoukakekka/r_7.html

○　令和８年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会及び自己評価担当者の研修をオンラインで実施した。大学（６校）、高等専門学校（11 校）から申請を受け付けた。
イ　評価体制の整備及び評価担当者研修の実施
○　以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。</td><td>（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「大学等の教育研究活動等の状況に関する評価」について、年度計画に沿って着実に実施した。
特に、法科大学院の５巡目（令和８年度～令和 12 年度）に向けて、基準改定を行うとともに、効率的な評価の実施方法について具体的な検討を進めた。
令和６年度に実施した認証評価の検証結果を踏まえ、評価システムの改善に努めた。また、３巡目に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書について、中間検証結果報告書を基に、令和４年度から令和６年度までの検証データの分析を踏まえて作成し、令和８年３月にウェブサイトにて公表した。
中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえ、認証評価制度全</td><td colspan="2">（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

補助評定：B

＜補助評定に至った理由＞
以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。
・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
今後は、「大学等の評価」において、「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」（中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会の下に設置）における議論を踏まえ、「新たな評価」制度の円滑な実装に向けた取組を推進するうえで、重要な役割を担うことも期待されている。今後とも中期計画に定められた業務に着実に取り組み、その使命の実現に向けて一層尽力され</td></tr>
</table>

１－２　文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。

【大学】
- 大学機関別認証評価委員会（委員 20 人）
- 評価部会（３部会、委員８人、専門委員 37 人）
- 内部質保証専門部会（委員５人、専門委員９人）
- 運営小委員会（委員６人）
- 意見申立審査会（専門委員５人）

【高等専門学校】
- 高等専門学校機関別認証評価委員会（委員 20 人）
- 評価部会（１部会、委員９人、専門委員 16 人）
- 対応状況・追評価部会（委員３人）
- 意見申立審査部会（専門委員５人）

【法科大学院】
- 法科大学院認証評価委員会（委員 24 人）
- 評価部会（１部会、委員２人、専門委員６人）
- 運営連絡会議（委員８人、専門委員３人）
- 意見申立審査専門部会（専門委員５人）

［各委員会等開催実績］

【大学】

○　大学機関別認証評価委員会
https://www.niad.ac.jp//about/conference/evaluation_conference/daigaku.html

○　評価部会等

	開催時期	審議内容
評価部会（第１回） 内部質保証専門部会（第１回）	令和７年６月 （書面審議）	役割分担、スケジュール等
評価部会（第２回） 内部質保証専門部会（第２回）	令和７年８月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	書面調査の分析状況及び確認事項等
運営小委員会（第１回）	令和７年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	各評価部会の審議結果等
運営小委員会（第２回）	令和７年12月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果のまとめ方の方針等
評価部会（第３回） 内部質保証専門部会（第３回）	令和７年12月 ～令和８年１月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果（原案）等
運営小委員会（第３回）	令和８年２月 （書面審議）	評価結果のまとめ方の方針等

【高等専門学校】

○　高等専門学校認証評価委員会
https://www.niad.ac.jp/about/conference/evaluation_conference/koutou.html

○　評価部会等

	開催時期	審議内容
評価部会（第１回）	令和７年６月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	役割分担、実施方法等
評価部会（第２回）	令和７年８月 （書面審議）	書面調査の分析状況及び確認事項等
対応状況・追評価部会（第１回）	令和７年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	改善状況報告の確認に基づく追記事項等

体の質の保証・向上を担う先導的な役割を果たすべく、認証評価機関連絡協議会の事務局機能を担い議論を主導するとともに、令和６年度に機関別認証評価制度に関する連絡会の下に立ち上げた研究会を引き続き開催し、機関別評価機関の評価実務者間の意見交換を促進した。

また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからは全体として高い満足度が示された。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「Ｂ」とした。

＜課題と対応＞

引き続き高等教育政策の動向を踏まえつつ、評価の実施に当たっては、大学等の負担にも配慮した効率的な実施に取り組む。

認証評価制度の改善に資するため、認証評価機関連絡協議会やその下に置かれるワーキンググループでの認証評価における検討課題に関する意見交換や認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組の実施等において先導的役割を果たす。

ることを期待したい。

＜その他事項＞

－

評価部会（第３回）	令和７年12月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果（原案）等

【法科大学院】

○　法科大学院認証評価委員会
https://www.niad.ac.jp/about/conference/evaluation_conference/lawschool/

○　評価部会等

	開催時期	審議内容
運営連絡会議（第１回）	令和７年６月 （書面審議）	評価実施の方針、評価部会編成等
評価部会（第１回）	令和７年６月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価実施の方針、役割分担、スケジュール等
評価部会（第２回）	令和７年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	書面調査の分析状況及び確認事項等
運営連絡会議（第２回）	令和７年９月 （書面審議）	書面調査の分析結果、重要事項変更届等
評価部会（第３回）	令和７年12月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果（原案）等
運営連絡会議（第３回）	令和８年１月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果（案）、重要事項変更届等に基づく付記事項等

○　令和７年６月に評価担当者の研修をオンラインで実施した。

＜研修の実績＞

	大　学	高等専門学校	法科大学院
参加人数	48人	26人	７人

ウ　認証評価の検証と改善

○　令和６年度に実施した機関別認証評価に関する検証のためのアンケート調査を対象校及び評価担当者に対して実施した。機構の教員と事務職員で組織する評価に関する検証ワーキンググループにおいて、その調査結果を確認するとともに改善点への対応等について検討し、以下のとおり、評価システムを改善した。（回答率：対象校 100%、評価担当者 78.9%）

・　分析項目に対して記載すべきことが分かりにくかったという対象校からの指摘を踏まえ、説明会・研修会でより丁寧に説明し、対象校との個別の事前相談の機会も活用した。
・　訪問調査時の確認事項の対象校への送付時期について、学内調整の負担とならないタイミングとなるよう留意した。

＜評価に関する検証ワーキンググループ＞

	開催時期	審議内容
第１回	令和７年６月	令和６年度実施の認証評価アンケートの集計結果等
第２回	令和７年 12 月	高等専門学校機関別認証評価に関する３巡目の総括検証等

○　３巡目（平成 30 年度～令和６年度）に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書について、令和４年度に作成した中間検証結果報告書（平成 30 年度～令和３年度）を基に、令和４年度から令和６年度までの検証データの分析を踏まえて作成し、令和８年３月にウェブサイトにて公表した。

○　学校教育法第 110 条第２項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令に基づき、大学及び高等専門学校機関別認証評価について、平成 30 年度から令和６年度までの７年間の状況に関し自己点検・評価を実施し、その報告書を令和７年９月に文部科学省に提出した。同年 11 月に中央教育審議会大学分科会に置かれた認証評価機関の認証に関する審査委員会によるヒアリングを受けた後、同年 12 月に同審査委員会によるコメントを受領した。また、当該自己点検・評価報告書をウェブサイトにて公表した。

エ　認証評価　先導的役割

○　民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の先導的な役割を果たすため、以下の取組を実施した。

・　認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会を２回開催、その下に設置するワーキンググループを１回開催し、協議会の議論を主導した。

	開催時期	審議内容
協議会（第 33 回）	令和７年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和８年度評価担当職員研修の実施（案）、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組等
協議会ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ （第 25 回）	令和８年１月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和８年度評価担当職員研修の企画書（案）・実施要項（案）等
協議会（第 34 回）	令和８年３月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和８年度評価担当職員研修の具体案、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組の推進について　等

・　各評価機関が行う評価の更なる質的向上を図るため、機関別認証評価制度に関する連絡会の下に設置した機関別認証評価の実施方法等に関する研究会を１回開催した。

	開催時期	審議内容
研究会 （第１回）	令和８年３月 （対面開催）	４巡目の認証評価における内部質保証関連基準の運用・検討状況に関する意見交換等

・　大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象として、大学等の質保証人材育成セミナーをオンラインと対面のハイブリッドで４回開催した。開催後、「大学質保証ポータル」にセミナーの資料や講演動画を掲載し、質保証に関連する情報を提供した（詳細は「４　質保証連携」（１）－①－イ参照）。

	開催時期	内容
第１回	令和７年８月 （ｵﾝﾗｲﾝ・対面）	内部質保証実務（授業設計 FD の活用編）
第２回	令和７年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ・対面）	大学の未来をデザインする―ロジックモデルを用いた計画の体系化
第３回	令和７年 12 月 （ｵﾝﾗｲﾝ・対面）	大学の未来をデザインする Part2―指標とロジックモデルを活かした組織が動く計画づくり
第４回	令和８年３月 （ｵﾝﾗｲﾝ・対面）	マイクロクレデンシャルは高等教育をどう変えるか

・　文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務を実施した（詳細は「４　質保証連携」（２）－①－４参照）。

○　中央教育審議会における新たな大学等評価の議論を踏まえ、文部科学省の補助事業として、新たな大学等評価のためのデータプラットフォームの開発に向けた調査分析等業務の調達行為を開始した。また、当該データプラットフォームの開発に役立つ具体的な知見を得るため、英国の関係機関を訪問し先進事例の調査を行った。

オ　法科大学院認証評価

○　法科大学院に係る認証評価の５巡目（令和８年度～令和 12 年度）の評価基準について、前年度に検討を進めた改定案を基に、パブリックコメントの実施を経て、改定したものを文部科学省に届出、公表した。引き続き法科大学院認証評価検討ワーキンググループにて、効率的な評価の実施に向けて具体的な検討を進め、運営費交付金支出総額の削減に資するため、実施体制や評価方法の見直しを行った。見直しの結果、運営連絡会議の廃止や委員数の削減、書面調査における対象授業科目を精選するなどの簡素化を行った。

＜法科大学院認証評価検討ワーキンググループ＞

	開催時期	審議内容

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>第１回</td><td>令和７年２月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>基準要綱の検討</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>令和７年３月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>基準要綱の検討</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>令和７年６月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>基準要綱の改定、自己評価実施要項の検討</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>令和７年６月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>自己評価実施要項の検討</td></tr>
<tr><td>第５回</td><td>令和７年10月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>自己評価実施要項の検討、評価実施方法の検討</td></tr>
<tr><td>第６回</td><td>令和７年12月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>自己評価実施要項、評価実施手引書等の改定</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

＜主な定量的指標＞
１－３　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
１－３　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。</td>
<td>（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

＜主要な業務実績＞

ア　第４期中期目標期間における４年目終了時評価に係る実施体制の整備
○　第４期中期目標期間における４年目終了時評価（以下、「４年目終了時評価」という。）の実施に向けて、国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会を３回開催し、達成状況判定会議 133 人、現況分析部会 121 人、研究業績水準判定組織 598 人について選考を行い、必要な評価者を確保の上、評価実施体制を編成した。また、令和７年度の補正予算を活用して必要な事務体制を整えるよう準備を進めた。

イ　教育研究評価データシステムに係る研修会の実施及び運用の開始
○　４年目終了時評価に向けて開発した各法人の教育研究評価データの収集・分析等を行うシステム（以下、「現況分析基本データシステム」という。）について、令和７年７月 23 日に法人に対して説明会を実施した。
○　現況分析基本データシステムについては、令和７年７月15日に法人に対し令和７年９月30日締めとしてデータ入力を依頼し、令和７年11月28日に研究、12月10日には教育に関する指標データの提供を行った。各法人における確認ののち、データ修正の期間（令和７年12月15日～令和８年１月16日）を設け、令和８年２月13日に再度データの提供を実施した。

ウ　法人及び評価者に対する研修会の実施、評価者向けの共通方針及び各種システムの整備
ウ－ａ　法人及び評価者に対する研修会の実施
○　具体的な実績報告書の作成方法等の共有を図るため、令和７年10月から11月にかけて全85法人の事務担当者を対象とした、「評価実務担当者研修会」を個別相談方式によるオンラインにて開催し、81法人が参加した。この際、実績報告書作成に関する質問を事前に募り、「法人から多く寄せられた質疑応答集」を作成し、研修会前に全法人へ共有した。なお、研修会後には研修会において新たに寄せられた質問を踏まえ、増補したものを全法人へ共有した。また、日常的に寄せられる法人からの問合せや上記研修会での事前質問及び質疑を踏まえ、「第４期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するＱ＆Ａ」を令和７年８月及び12月に改訂し、公表した。
○　評価者に対して、共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、令和８年３月にオンデマンド配信による評価者研修を実施した。また、第４期から中期目標等の構成が大きく変更されたことによる混乱を避けるため、令和７年度の補正予算を活用して、令和８年度にオンラインでのきめ細やかな評価者研修を実施するよう準備を進めた。

ウ－ｂ　評価者向けの共通方針の作成
○　第４期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価（４年目終了時評価）及び現況分析を実施するに当たり、評価結果の表現等を統一するほか、「評価実施要項」及び「評価作業マニュアル」に記載されていることについて、明文化しておくことを目的として令和７年６月30日開催の国立大学教育研究評価委員会において「共通方針」を決定し、７月に公表した。</td>
<td>（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

＜評定と根拠＞

補助評定：Ｂ

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価」について、年度計画に沿って着実に実施した。
特に、法人を対象とした評価実務担当者研修会をより効果的に実施できるよう、事前に寄せられた質問を質疑応答集として取りまとめ、各法人へ事前配付するほか、研修会において寄せられた質問等を追記するとともに、「第４期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するＱ＆Ａ」を令和７年 12 月に改訂し、法人における評価負担の軽減に努めた。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「Ｂ」とした。

＜課題と対応＞
国立大学法人及び大学共同利用機関法人 85 法人の第４期中期目標期間における４年目終了時評価を着実に実施し、４年目終了時評価の検証と中期目標期間</td>
<td>（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

補助評定：Ｂ

＜補助評定に至った理由＞
以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。
・自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できたため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－</td>
</tr>
</table>

		ウーｃ　評価実施に必要な各種システムの整備 ○　第３期４年目終了時の教育研究評価の際に開発した書面調査システム及び研究業績水準判定支援システムについて、前回と同様の評価を実施することから、停止していたシステムの再起動を実施し、令和８年２月にシステムの提供を開始した。 ○　現況分析基本データシステムで収集したデータについては、令和７年11月にBIツールを用いたレポート「現況分析基本データに基づく指標データ」を法人へ提供した。その後、追加されたデータを取り込み、評価本番で用いる最新版レポートを令和８年２月に提供した。 ○　引用情報提供システムについて、令和７年10月22日に法人へ提供を開始した。11月にはオンラインウェビナーを２回開催し、延べ360人の参加者に対して引用情報提供システムの操作の習熟に努めた。 ○　新たに「評価指標の分析レポート」を作成するための分析判定結果のデータベースを構築した。 **エ　中期目標期間４年目終了時評価の検証** ○　４年目終了時評価を実施後、速やかに検証作業に入るため、法人及び評価者向けの検証アンケートの作成を行った。	終了時評価に向けた検討を開始する。	

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２	２　国立大学法人等の施設整備支援 （１）施設費貸付事業 （２）施設費交付事業 （３）国から承継した財産等の処理		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第２号、第３号 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法制定附則第 13 条第１項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）施設費貸付事業							
施設費貸付事業の実施状況	－	－	101 事業	67 事業			
貸付対象事業に係る現地調査の実施件数	５年間平均６箇所	６箇所（前中期目標期間平均値）	６箇所	６箇所			
（２）施設費交付事業							
施設費交付事業の実施状況	－	－	84 事業	51 事業			
交付対象事業に係る現地調査の実施件数	５年間平均 13 箇所	13 箇所（前中期目標期間平均値）	13 箇所	13 箇所			
（３）国から承継した財産等の処理							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	158,085,113	104,300,497			
決算額（千円）	165,952,179	99,947,907			
経常費用（千円）	5,048,037	5,420,166			
経常利益（千円）	85,338	△931,962			
行政コスト（千円）	5,053,528	5,425,941			
従事人員数（人）	8.1(1.8)	9.2(1.8)			

	東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率	－	－	94.48%	94.58%										
	承継債務償還率	各年度100%	100%（前中期目標期間平均値）	100%	100%										

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評定　B
各項目を参照	各項目を参照	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和７年度における「２　国立大学法人等の施設整備支援」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －
（１）施設費貸付事業 ＜主な定量的指標＞ ２－１　施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ２－１　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（令和元～５年度の各年度平均実績：６箇所）、債権回収率（令和元～５年度の実績：毎年100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年 100%）等を参考に判断する。	（１）施設費貸付事業 ＜主要な業務実績＞ **①　施設費の貸付** **①－ア　施設費の貸付** ○　「令和７年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について」（令和７年４月３日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、国立大学法人に対し、以下のとおり貸付けを実施した。 **＜令和７年度施設費貸付事業＞**　（単位：百万円） 		貸付実績額
---	---
施設整備	（21 法人／47 事業）13,429
設備整備	（19 法人／ 20 事業）13,831
合計	（28 法人／67 事業）27,260 | ○　国立大学法人における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和７年５月23日及び令和８年１月23日開催）において、国立大学法人の施設担当部課長等に対して、施設費貸付事業の留意点について説明した。 ○　事業の進捗状況について国立大学法人に対して定期的に報告を求め、適宜、文部科学省と情報を共有した。 **①－イ　貸付等の審査** ○　貸付審査を行うため、施設費貸付事業貸付審査会を以下のとおり開催した。貸付の審査に当たっては、国立大学法人より提出される借入申込書、財務諸表及び完済までの収支計画等により、以下の事項について確認し、総合的な審査を実施した。	（１）施設費貸付事業 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「施設費貸付事業」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、施設費貸付事業に係る資金調達においては、市場における金利上昇を踏まえ、債券発行は行わず、財政融資資金により長期借入れを行った。この結果、低利かつ安定的な資金調達を実現し、その調達条件を反映した貸付を行うことで、国立大学法人における資金調達コストの抑制及び安定的な資金確保に寄与した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 文部科学大臣の定め等に基づき、引き続き施設費の貸付、資金の調達及び債務の償還を確実に実施する。	（１）施設費貸付事業 補助評定：B ＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。 ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

・　事業の目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるか
・　償還可能な財務状況となっているか
・　貸付金債権を担保することのできる不動産を有しているか
・　国立大学附属病院の教育、研究、診療及び地域貢献に係る使命・役割を果たしているか　等

＜施設費貸付事業貸付審査会（令和７年度開催）＞

開催回	開催日	主な審議事項
第１回	令和７年４月 15 日	・令和７年度第１・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について
第２回	令和７年５月 20 日	・令和７年度６月借入申込み時審査について（５/30 財務省借入申請期限、６/10 貸付日） ・令和７年度第２・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について ・令和７年度施設費貸付事業に係る貸付金利について
第３回	令和７年７月 22 日	・令和８年度借入事業要求時審査
第４回	令和７年８月 20 日	・令和７年度９月借入申込み時審査について（９/１財務省借入申請期限、９/10 貸付日） ・令和７年度第３・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について ・施設費貸付事業に係る貸付金利（令和７年９月～令和８年２月貸付及び令和７年９月 20 日見直し分）について ・施設費貸付事業に係る収支状況の確認
第５回	令和７年 11 月 20 日	・令和７年度 12 月借入申込み時審査について（12/１財務省借入申請期限、12/10 貸付日） ・令和７年度第４・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について ・完済までの収支計画における決算後比較（予実確認）
第６回	令和８年３月６日	・令和７年度３月借入申込み時審査について（3/11 財務省借入申請期限、3/23 貸付日） ・貸付後の確認（事業状況等の確認） ・施設費貸付事業に係る貸付金利（令和８年３月貸付及び令和８年３月 20 日見直し分）について ・施設費貸付事業に係る収支状況の確認 ・令和８年度貸付審査会のスケジュールについて

②　資金の調達及び債務の償還

②ーア　資金の調達

○　施設費貸付事業の財源として、財政融資資金から31,136 百万円の長期借入れを実施した。

○　市場における金利上昇を踏まえ、債券発行は行わず、財政融資資金により長期借入れを行った。この結果、低利かつ安定的な資金調達を実現し、その調達条件を反映した貸付を行うことで、国立大学法人における資金調達コストの抑制及び安定的な資金確保に寄与した。

＜令和７年度の資金調達実績＞　（単位：百万円）

区分	調達額（財政融資資金）		
	新規貸付額	繰越貸付額	計
施設整備	7,771	5,658	13,429
設備整備	※１　17,392	315	17,706
合計	25,163	5,972	31,136

※１　既発行債券の償還に充てるための借換額(3,876 百万円）を含む。
※２　四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

②ーイ　債務の償還

○　財政融資資金及び市場（債券）への債務償還に当たり、国立大学法人へ払込通知書を発行・送付して計画的に債権を回収し、償還を滞りなく確実に実施した。

＜令和７年度の財政融資資金等への債務償還実績＞　（単位：百万円）

区分	令和６年度末元金債務残高	新規借入額	繰越借入額	元金償還額	令和７年度末元金債務残高	利子支払額
財政融資資金	668,385	25,163	5,972	50,823	648,698	3,924
債券	23,500	－	－	8,500	15,000	47
計	691,885	25,163	5,972	59,323	663,698	3,971

※　四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

○　貸付事業に係る債権を確実に回収するため、６法人に対して現地調査又はウェブ会議システムを活用した貸付先調査を実施し、事業の進捗状況の確認や各法人から意見等を聴取した。

＜令和７年度貸付先調査実績＞

調査時期	法人名	法人数
令和７年 10 月	大阪大学	１法人
令和７年 11 月	金沢大学	１法人
令和７年 12 月	高知大学、東京大学、熊本大学（＊）	３法人
令和８年１月	山形大学（＊）	１法人

＊はウェブ会議システムを活用して調査を実施した法人（２法人）

（２）施設費交付事業

＜主な定量的指標＞
２－２　施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

（２）施設費交付事業

＜主要な業務実績＞

① 施設費の交付

○　「令和７年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業について」（令和７年３月 28 日付け　文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学等の施設整備等に必要な資金として、国立大学法人（47 法人）、大学共同利用機関法人（２法人）及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、以下のとおり交付を実施した。

（２）施設費交付事業

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「施設費交付事業」について、年度計画に沿って着実に実施した。
特に、交付先調査については、現地

（２）施設費交付事業

補助評定：B

＜評定に至った理由＞
以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。
・自己評価書の「B」との評価結果が妥

＜評価の視点＞
２－２　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（令和元～５年度の各年度平均実績：13 箇所）等を参考に判断する。

＜令和７年度施設費交付事業（営繕事業）＞

令和７年度	法人数	事業数	交付金額
交付実績	50 法人	51 事業	1,146 百万円

② 交付対象事業の適正な実施の確保

②－ア　適正な実施の確保

○　交付決定に当たっては、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認した。

○　国立大学法人等における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和７年５月 23 日及び令和８年１月 23 日開催）において、交付事業の留意点についての説明を国立大学法人等の施設担当部課長等に対して実施した。

○　事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、交付決定の内容等の審査を行い、交付金の額の確定を実施した。

○　交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、13 法人に対して現地訪問又はウェブ会議システムを活用した交付先調査を実施した。

＜令和７年度交付先調査実績＞

調査時期	法人名	法人数
令和７年９月	福島大学（＊）、九州工業大学（＊）	２法人
令和７年 10 月	大阪大学、国立高等専門学校機構（本部、明石高専※）	２法人
令和７年 11 月	金沢大学、（石川高専※）	１法人
令和７年 12 月	高知大学、東京大学、茨城大学（＊）、熊本大学（＊）	４法人
令和８年１月	山形大学（＊）、宇都宮大学（＊）、京都教育大学（＊）、鹿屋体育大学（＊）	４法人

＊はウェブ会議システムを活用して調査を実施した法人（８法人）
※国立高等専門学校機構本部、明石高専及び石川高専で１法人としている。

②－イ　交付事業財源の確保に関する取組み

○　文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和７年５月 23 日及び令和８年１月 23 日開催）において、国立大学法人等の施設担当部課長等に対する交付事業の財源としての不要財産処分の重要性についての説明を実施した。

○　国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地等）について、交付先調査におけるヒアリングの際に、不要財産処分の計画等の確認を行うとともに、不要財産処分の重要性についての説明を実施した。

調査のほかウェブ会議システムを活用することにより、交付先の負担軽減を図るとともに、効率的かつ適切に実施した。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「Ｂ」とした。

＜課題と対応＞
文部科学大臣の定め等に基づき、引き続き施設費の交付及び交付対象事業の適正な実施の確保に取り組む。

当であると確認できたため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－

（３）国から承継した財産等の処理

＜主な定量的指標＞
―

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
―

（３）国から承継した財産等の処理

＜主要な業務実績＞

① 承継債務償還

○　国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、関係する36国立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金への償還を確実に実施した。

＜令和７年度財政融資資金への承継債務償還実績＞　（単位：百万円）

令和６年度末債務残高（元金相当額）	償還額		令和７年度末債務残高（元金相当額）
	元金相当額	利子相当額	
17,555	8,007	119	9,549

② 旧特定学校財産の管理処分

②ーア　東京大学生産技術研究所跡地の管理処分

○　国から承継し、平成19年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っている東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、令和７年５月に30.65㎡を100百万円で売却した。

・　総面積28,350.2㎡（全体の94.58%）の売却が完了した。

・　未売却の土地（1,624.61㎡、5.42%）については、同法人との使用契約により土地面積に応じた使用料を徴収した。

②ーイ　処分後の財産の利用状況

○　広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられている広島大学本部地区跡地（平成25年度に処分完了）について、広島市を通じて報告のあった事業の実績を確認した。

※　令和２年度に必要な整備事業が完了しているが、事業者との不動産売買契約において、整備事業完了期日から５年間は当該プロジェクトの実施計画に定めるとおりの用途に供さなければならないこととしている。

（３）国から承継した財産等の処理

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「国から承継した財産等の処理」について、年度計画に沿って着実に実施した。

承継債務については、関係する36国立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金へ債務の償還を確実に行った。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞

引き続き、年度計画に沿って、承継債務償還及び旧特定学校財産の管理処分を着実に実施する。

（３）国から承継した財産等の処理

補助評定：B

＜評定に至った理由＞
以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。
・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
―

４．その他参考情報

特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３	３　学位授与 （１）単位積み上げ型による学士の学位授与 （２）省庁大学校修了者に対する学位授与 （３）学位授与事業の普及啓発		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第４号 学校教育法第 104 条第７項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与								
４月期	申請者数	－	－	290 人	289 人			
	学位取得者数	－	－	240 人	223 人			
10 月期	申請者数	－	－	2,259 人	2,323 人			
	学位取得者数	－	－	2,157 人	2,217 人			
認定審査件数	短期大学	－	－	１専攻	－			
	高等専門学校	－	－	－	－			
認定専攻科数 ※当該年度４月１日時点	短期大学	－	－	56 専攻	56 専攻			
	高等専門学校	－	－	108 専攻	107 専攻			
教育の実施状況等の審査件数	短期大学	－	－	10 専攻	７専攻			
	高等専門学校	－	－	14 専攻	17 専攻			
認定の再審査件数	短期大学	－	－	１専攻	１専攻			
	高等専門学校	－	－	１専攻	－			
特例適用認定審査件数	短期大学	－	－	－	－			
	高等専門学校	－	－	－	－			

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	282,743	296,552			
決算額（千円）	307,048	316,715			
経常費用（千円）	318,335	314,747			
経常利益（千円）	13,192	6,196			
行政コスト（千円）	331,136	327,988			
従事人員数（人）	22.4(1.9)	20.3(3)			

	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与															
	認定の審査件数		－	－	－	－										
	認定課程数 ※当該年度 ４月１日時点	学士相当	－	－	８課程	８課程										
		修士相当	－	－	５課程	５課程										
		博士相当	－	－	４課程	４課程										
	教育の実施状況等の審査件数		－	－	４課程	３課程										
	学士	申請者数	－	－	988 人	994 人										
		学位取得者数	－	－	988 人	994 人										
	修士	申請者数	－	－	100 人 ※３月修了者除く	99 人 ※３月修了者除く										
		学位取得者数	－	－	99 人 ※前年度保留者２人含む	99 人 ※前年度保留者２人含む										
	博士	申請者数	－	－	37 人 ※３月修了者除く	34 人※３月修了者除く										
		学位取得者数	－	－	36 人 ※前年度保留者２人含む	35 人 ※前年度保留者３人含む										
	（３）学位授与事業の普及啓発															
	配布数	「新しい学士への途」	－	－	3,562 冊	3,298 冊										
		「学位授与申請書類」	－	－	2,941 冊	2,713 冊										
		「学士をめざそう！」	－	－	14,383 冊	14,251 冊										
		「機構が授与する学士の学位」	－	－	8,742 冊	8,670 冊										

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ｉ-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
各項目を参照	各項目を参照	＜評定と根拠＞ 評定：A 令和７年度における「３ 学位授与」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、特に「（１）単位積み上げ型による学士の学位授与」において学位授与方針を明文化し、また、「（２）省庁大学校修了者に対する学位授与」において学位授与方針及び論文審査基準を明文化し、広く周知を図ったことにより、当初計画以上の進捗となるなど、当該項目全体で、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、評定を「A」とした。	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため。 「（１）単位積み上げ型による学士の学位授与」において、学位授与方針を明文化し、また、「（２）省庁大学校修了者に対する学位授与」において学位授与方針及び論文審査基準を明文化し広く周知を図ったことは、大学等以外の機関で学位を授与することのできる唯一の機関としての社会への説明責任に鑑みると評価できるものの、これまで審査・判定において共有してきた学位授与等の考え方を、学位授与方針及び論文審査基準として可視化したことが、所期の目標を上回るとまでは言えないため、B評定とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ＜主な定量的指標＞ ３－１　単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断） ＜その他の指標＞ ―	（１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ＜主要な業務実績＞ 短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与について以下のとおり行った。 **①学士の学位授与** **①－１　単位積み上げ型の学位授与の実績** ○　短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する学位授与（通例申請）について、４月期は272人、10月期は622人から申請を受け付けた。申請者に対しては６月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、４月期は206人、10月期は540人に学位を授	（１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ＜評定と根拠＞ 補助評定：A 「単位積み上げ型による学士の学位授与」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、機構の学位授与事業に係る社会への説明責任に鑑み、学位授与方針を専門委員会・部会での検討、	（１）単位積み上げ型による学士の学位授与 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。 従前より新任の審査委員向け説明会や学位審査会等の場を通じて、	

	＜評価の視点＞ ３－１　単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。	与した。 ○　学修成果・試験で不可となった申請者全員（試験欠席者を除く。）に対して、個別に具体的な不可判定の理由を通知している。 ○　専攻科の修了見込者からの、特例適用による学位授与について、４月期は17人、10月期は1,701人から電子申請システムにより申請を受け付けた。申請者に対しては修得単位の審査、学修総まとめ科目の履修に関する審査、合否判定、単位修得や専攻科修了等の合格に係る要件の確認を行い、４月期は17人、10月期は1,677人に学位を授与した。 **①－２　学位授与方針の明文化** ○　大学の卒業者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与するという事業に係る社会への説明責任に鑑み、これまで機構が実施してきた学位授与の方針を専門委員会・部会での検討、学位審査会の審議を経て 11 月に明文化した。明文化した学位授与方針は、ウェブサイトによる公表、令和８年度版学位授与申請案内への掲載による周知を図った。 **【学位授与方針掲載ページ】** https://www.niad.ac.jp/n_gakui/degree_policy.html **②専攻科の認定** **②－１　専攻科の認定** ○　教育課程等について重要な変更が生じると認められた短期大学１校１専攻について、「専攻科の認定に係る再審査」を実施し、「可」と判定し、結果を通知した。 ○　短期大学３校３専攻について、令和７年９月末までに認定専攻科における教育の実施状況等の審査に関する届出を受け、審査を行い、全てを「適」と判定し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 **②－２　特例適用の認定** ○　令和８年度から科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、令和７年９月末までに変更の届出を受け、審査を行った。 ○　短期大学４校４専攻及び高等専門学校７校17専攻について、令和７年９月末までに特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査に関する届出を受け、審査を行い、全てを「適」と判定し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。	学位審査会の審議を経た上で明文化し、ウェブサイトによる公表、学位授与申請案内への掲載による周知を行ったことについては、計画以上の進捗となった。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。 ＜課題と対応＞ 申請者や専門委員に配慮しつつ、引き続き、短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与に取り組む。	機構が授与する学位に関する考え方や審査の基本的な方針について関係委員へ周知を図りながら実施されてきたところであり、年度計画に沿って着実に実施されている。なお、「単位積み上げ型による学士の学位授与」における自己評価がA評定であることに関して、今回は、当該事業の着実な実施に加えて、機構の学位授与事業に係る社会への説明責任に鑑み、学位授与方針を明文化しウェブサイトや申請案内等を通して周知したことは評価できるものの、これまで審査・判定において共有してきた考え方を学位授与方針として可視化したことが、所期の目標を上回るとまでは言えないため、B評定とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －
	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ＜主な定量的指標＞ ３－２　省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ３－２　省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ＜主要な業務実績＞ 省庁大学校の認定課程の学士、修士及び博士各相当課程の修了者に対し、以下のとおり審査を実施した。 **①学士、修士又は博士の学位授与** **①－１　省庁大学校修了者に対する学士の学位授与の実績** ○　学士については、10月に水産大学校本科の修了者８人から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、11月中に合格と判定された者８人に対し、学士の学位を授与した。また、令和８年３月に各省庁大学校の課程修了者から申請を受け付け、審査終了後、３月中に合格と判定された者986人に対し、学士の学位を授与した。 **①－２　省庁大学校修了者に対する修士の学位授与の実績**	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ＜評定と根拠＞ 補助評定：A 「省庁大学校修了者に対する学位授与」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、機構の学位授与事業に係る社会への説明責任に鑑み、専門委員会・部会での検討、学位審査会の審議を経た上で学位授与方針及び論文審査基準を明文化したこと、学位授与方針と論文審査基準について、ウェブサイトに	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。 従前より新任の審査委員向け説明会や口頭試問の場を通じて、機構が授与する学位に関する考え方や審査の基本的な方針について関係

	実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。	○　修士については、令和７年３月認定課程の修了者のうち、留学生等配慮が必要な者について、３月末までに論文の審査と口頭試問を実施し、単位修得と課程修了の確認を経て、令和７年５月に開催した学位審査会において48人を合格と判定し、合格者に修士の学位を授与した。なお、保留となった１人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　令和７年３月に４省庁大学校の認定課程の修了者32人の申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、６月から７月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、８月に開催した学位審査会において23人を合格、９人を保留と判定し、合格者に修士の学位を授与した。なお、保留となった９人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　令和８年１月に、各省庁大学校から修了見込者18人の申請を受け付け、２月に論文の審査と口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に単位修得と課程修了を確認し、判定の結果、合格者17人に修士の学位を授与した。なお、保留となった１人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　加えて、留学生等配慮が必要な令和８年３月修了者41人の申請を受け付け、３月末までに論文の審査と口頭試問を実施した。その後、単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなる。 ○　口頭試問の公正かつ円滑な運営を確保するため、11月に「学位授与申請に係る口頭試問時における大学改革支援・学位授与機構職員の対応について」（機構長決定）を制定し、陪席者（教員及び事務職員）が遵守すべき事項を明確化した。 **①－３　省庁大学校修了者に対する博士の学位授与の実績** ○　博士については、令和７年３月認定課程の修了者のうち、留学生等配慮が必要な者について、４月末までに論文の審査と口頭試問を実施し、単位修得と課程修了の確認を経て、５月に開催した学位審査会において４人を合格と判定し、合格者に博士の学位を授与した。 ○　令和７年３月に２省庁大学校の認定課程の修了者５人の申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、６月から７月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、８月に開催した学位審査会において３人を合格、２人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった２人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　令和７年10月に、防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者22人について申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、12月から令和８年１月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、２月に開催した学位審査会において21人を合格、１人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった１人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　令和８年１月に、各省庁大学校から修了見込者３人の申請を受け付け、２月に論文の審査と口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に単位修得と課程修了を確認し、３人を合格と判定し、合格者に博士の学位を授与した。 ○　口頭試問の公正かつ円滑な運営を確保するため、11月に「学位授与申請に係る口頭試問時における大学改革支援・学位授与機構職員の対応について」（機構長決定）を制定し、陪席者（教員及び事務職員）が遵守すべき事項を明確化した。（再掲） **①－４　学位授与方針の明文化** ○　大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与すると	よる公表と省庁大学校への個別連絡による周知を行ったことについては計画以上の進捗となった。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。 ＜課題と対応＞ 事業の合理化・効率化に努めつつ、引き続き、省庁大学校の認定課程の学士、修士及び博士各相当課程の修了者に対する学位授与に取り組む。	委員へ周知を図りながら実施されてきたところであり、年度計画に沿って着実に実施されている。なお、「省庁大学校修了者に対する学位授与」における自己評価がＡ評定であることに関して、今回は、年度計画に沿って当該事業の着実な実施に加えて、機構の学位授与事業に係る社会への説明責任に鑑み、学位授与方針及び論文審査基準を明文化しウェブサイトや申請案内等を通して周知したことは評価できるものの、これまで審査・判定において共有してきた考え方を、学位授与方針及び論文審査基準として可視化したことが、所期の目標を上回るとまでは言えないため、Ｂ評定とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

		いう事業に係る社会への説明責任に鑑み、これまで機構が実施してきた学士・修士・博士の学位授与の方針及び修士と博士の学位に関する論文審査の基準を専門委員会・部会での検討、学位審査会の審議を経て11月に明文化した。明文化した学位授与方針と論文審査基準は、ウェブサイトによる公表、認定課程を有する省庁大学校への個別連絡による周知を図った。 **【学位授与方針掲載ページ】** https://www.niad.ac.jp/n_gakui/degree_policy.html **【論文審査基準掲載ページ】** https://www.niad.ac.jp/n_gakui/accredited_facility/ninteisisetsu/evaluation_criteria.html **②課程の認定** **②－１　課程の認定** ○　認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、国立看護大学校看護学部看護学科・研究課程部看護学研究科前期課程・研究課程部看護学研究科後期課程１校３課程から、５月末までに書類の提出を受け付けた。書類の提出に合わせて学位審査会に審査を付託し、７月～８月に開催した各専門委員会・部会において、大学設置基準等の関係規程に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部、大学院の博士課程に相当する水準を有しているか、ウェブ会議システム等も利用して、審査を行った。 ○　補正が必要と判断された課程について通知を行い、回答を待って、11月に開催した各専門委員会・部会において、補正の対応を行った。 ○　令和８年２月に開催した学位審査会において、各専門委員会・部会の審査結果を取りまとめ、教育の実施状況等の審査を実施した認定課程の全てを「適」と判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。 **②－２　認定課程に対する論文審査・口頭試問に係る講評** ○　認定課程修了者（修士又は博士）の論文審査と口頭試問に係る講評については、令和７年７月には防衛大学校と、９月には、国立看護大学校、水産大学校、職業能力開発総合大学校、防衛大学校と論文の指導体制や大学校内での論文の審査体制についてそれぞれ意見交換を行った。 　また、12月に職業能力開発総合大学校を訪問し意見交換を行った。 　さらに令和８年２月に防衛医科大学校に対して講評と意見交換を行った。		
	（３）学位授与事業の普及啓発 ＜主な定量的指標＞ ３－３　学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ３－３　パンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。	（３）学位授与事業の普及啓発 ＜主要な業務実績＞ **１　リーフレットと動画による広報** ○　学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう！』について、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）、各都道府県の公立図書館及び生涯学習センター等へ送付した。加えて、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、大学のほかハローワークや商工会議所等の産業界やこれまで申請実績のあった各国在日大使館へも送付した。 ○　管理部学位審査課と研究開発部で協働して作成した「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」の概要を説明する動画は令和７年度において、1,990回再生されている。 **【（動画）単位積み上げ型の学士の学位授与制度】** https://www.youtube.com/watch?v=djvnlg3Y8yU **２　説明会の実施**	（３）学位授与事業の普及啓発 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「学位授与事業の普及啓発」について、年度計画に沿って着実に実施した。特に以下の取組を行った。 ・　より迅速かつ正確に回答を行うため、令和７年10月に問合せフォームの入力項目を改善した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞	（３）学位授与事業の普及啓発 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。 ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

		○　６月14日に放送大学と共同で開催した「学士の学位取得をめざす方への説明会」では、310人を超える申し込みがあり、「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」や「学位授与申請の手続きについて」の説明を対面及びオンラインで行った。 ○　８月24日に放送大学岐阜学習センターで開催された「看護師・医療関係者大卒『学位取得』説明会」、２月22日に放送大学岐阜学習センターで開催された「看護師・医療関係者大卒『学位取得』説明会」に参加し、概要説明及び個別相談を行った。 **３　学位取得者表彰（機構長緑秀賞）** ○　「学位取得者表彰制度（機構長緑秀賞）」については、令和６年度の単位積み上げ型の学士の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者１人を令和６年度学位取得者表彰受賞者として選考した。さらに、９月19日に表彰式、機構教職員との懇談会を実施した。 **４　学位取得者アンケートの活用** ○　令和７年度４月期の学位取得者に対するアンケートを９月末まで行い、結果の集計を行った。集計内容は学位授与事業連絡会議ワーキンググループにおいて学位授与業務に関係する教職員に共有するとともに、データを蓄積して情報の分析につなげた。また、令和７年度10月期の学位取得者に対するアンケートを令和８年３月末まで行い、結果の集計を行った。集計内容は学位授与事業連絡会議ワーキンググループにおいて学位授与業務に関係する教職員に共有するとともに、データを蓄積して情報の分析につなげた。 **５　学位授与申請関係専用の問合せフォームによる対応** ○　学位授与申請者及び申請予定者が、平日の受付時間内に問合せができない場合や、障がい等により電話での問合せができない場合にも対応することを可能とするため、令和３年 11 月にウェブサイト内に学位授与申請関係専用の問合せフォームを作成した。加えて、従来は、問合せがあった後に当該問合せ者に連絡を取って確認を要していた事項についても問合せ時に予め入力してもらえるよう、令和７年 10 月に問合せフォームの入力項目を改善した。令和７年度は問合せフォームに 316 件（前年度から 44 件増）の学位授与申請関係の問合せがあり、前年度同様、その全てに３営業日以内に回答した。	多様な背景を持つ申請者・申請予定者を想定しつつ、引き続き、学位授与事業の普及啓発に取り組む。	

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－４	４　質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ①大学等との連携 ②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ③大学ポートレート ④評価機関との連携 （２）国際連携・活動支援 ①国際的な質保証活動への参画 ②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第６号、第７号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）①大学等との連携								
「自己評価担当者等に対する研修会」参加者数	大学	－	－	177 アカウント	207 アカウント			
	高等専門学校	－	－	84 アカウント	63 アカウント			
	法科大学院	－	－	12 アカウント	（※１）			
人材育成セミナー参加者数（各年度平均）		各年度平均 240 人/回以上	約 200 人（前中期目標期間平均値）	252 人/回	303 人/回			
人材育成セミナー満足度（５段階評価の平均値）※オンライン参加		各年度平均 4.0 以上	約 4.2（前中期目標期間平均値）	4.3	4.3			
人材育成セミナー満足度（５段階評価の平均値）※対面参加		各年度平均 4.2 以上	約 4.2（前中期目標期間平均値）	4.5	4.6			
（１）③大学ポートレート								
大学ポートレート参加機関数		187 校	187 校（前中期目標期間最終値）	190 校	192 校			
大学ポートレートウェブサイト年間アク		期中平均 1,450,000	1,362,533 件（前中期目標期間平均	1,320,086 件	1,130,790 件			

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	572,106	420,661			
決算額（千円）	519,146	518,899			
経常費用（千円）	541,324	517,992			
経常利益（千円）	10,262	4,538			
行政コスト（千円）	556,930	531,393			
従事人員数	42.5(2)	39.0(2)			

	セス件数	件	値）												
	（１）④評価機関との連携														
	認証評価機関連絡協議会等	年３回開催	３回 （前中期目標期間最終年度値）	３回	３回										
	機関別認証評価制度に関する連絡会等	年４回開催	３回 （前中期目標期間最終年度値）	５回	４回										
	（２）①国際的な質保証活動への参画														
	海外の質保証機関等との年間交流実績	期中平均 30 件	29 件 （前中期目標期間平均値）	34 件	40 件										
	海外高等教育質保証動向メールマガジン配信登録者数	毎年度平均 100 人増	2,596 人 （前中期目標期間最終年度値）	2,769 人 （173 人増）	2,874 人 （105 人増）										
	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供														
	高等教育資格承認情報センターウェブサイト年間アクセス件数	期中平均 180,000 件	147,023 件 （前中期目標期間平均値）	218,909 件	256,701 件										
	セミナー年間参加者数	期中平均 300 人	283 人 （前中期目標期間平均値）	360 人	465 人										

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ⅰ-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。
（※１）評価対象校向け説明会について、令和７年度は次年度対象校なしのため実施していない。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
各項目を参照	各項目を参照	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和７年度における「４　質保証連携」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	
（１）①大学等との連携 ＜主な定量的指標＞ ４－１－１　大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ４－１－１　大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。	（１）①大学等との連携 ＜主要な業務実績＞ **ア　大学等の教育研究活動等の状況に関する収集・整理・提供** ○　国公立大学・短期大学より収集したデータを令和７年度大学基本情報として整理し、ウェブサイトにおいて公表した。 **【大学基本情報 2025（R7）】** https://portal.niad.ac.jp/ptrt/r07.html **イ　質保証人材の能力開発** **イ－ａ　大学等の自己評価担当者等に対する研修** ○　令和８年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会（オンライン開催） 実施日：６月18日、24日　参加機関数：72　参加者数：207アカウント ○　令和８・９年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（オンライン開催） 実施日：６月16日　参加機関数：38　参加者数：63アカウント **イ－ｂ　大学等の質保証人材育成セミナー** ○　評価事業部評価企画課と研究開発部の連携の下、我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、大学等の教育機関教職員等を対象に、大学等の質保証人材育成セミナーを以下のとおり４回開催した。テーマに対する参加者の理解がより深まるよう、テーマに応じて講演、事例発表、グループワーク等の方法を組み合わせたプログラムで実施した。 ＜テーマ＞ 第１回：内部質保証実務（授業設計 FD の活用編） 第２回：大学の未来をデザインする―ロジックモデルを用いた計画の体系化	（１）①大学等との連携 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「大学等との連携」について、年度計画に沿って着実に実施した。 国公立大学・短期大学の令和７年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイトにおいて公表した。 また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからは全体として高い満足度が示された。大学質保証ポータルにおいて、セミナー動画を公開し、内容の充実を図り、大学等の教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。 高等教育行政上の基礎資料として活用することを目的に、修士・博士・専門課程の学位授与状況等調査を、平成 23 年度（平成 21 年度授与状況）から毎年度、文部科学省と共同で実施しており、令和７年度（令和５年度授与状況）については、これまで大学からの事後連絡を受けて対応していたデータ修正を、作業スケジュールを調整して各大学への回答内容の再確認の機会を設けるなどの取組を行うことで対応し、文部科学省へ調査結果を提供し	（１）①大学等との連携 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。 ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	

第３回：大学の未来をデザインする Part2―指標とロジックモデルを活かした組織が動く計画づくり
第４回：マイクロクレデンシャルは高等教育をどう変えるか

＜開催情報、アンケート結果等＞

	第１回	第２回	第３回	第４回
開催月日	令和７年８月	令和７年９月	令和７年 12 月	令和８年３月
参加人数	294 人	361 人	287 人	271 人
満足度(ｵﾝﾗｲﾝ)※	4.4	4.2	4.2	4.4
満足度(対面)※	4.6	4.8	4.6	4.6

※ ５段階評価の平均値。

イ－ｃ　大学質保証ポータル

○　大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供する「大学質保証ポータル」に、公表内容の充実のため、大学等の質保証人材育成セミナーの動画・資料を掲載した。

【大学質保証ポータル】
https://niadqe.jp/

ウ　大学等における各種学習に関する情報の収集・整理・提供

○　高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的に、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況についての調査を実施した。文部科学省と調整の上、令和７年 10 月８日付で大学院を置く各国公私立大学（全 671 大学）へ調査票を送付した。令和７年度（令和５年度授与状況）については、これまで大学からの事後連絡を受けて対応していたデータ修正を、作業スケジュールを調整して各大学への回答内容の再確認の機会を設けるなどの取組を行うことで対応し、文部科学省へ調査結果を提供した。

○　機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科へ学生募集の概要について照会し、学生受入れ方針、選考方法、検定料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ「令和７年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成して、７月にウェブサイトで公開した。

【機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧】
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

○　「令和８年度科目等履修生制度の開設大学一覧」については、令和８年２月に作成・公開するとともに、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学も引き続き掲載した。

【科目等履修生制度の開設大学一覧】
https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/

た。
機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科へ学生募集の概要について照会し、学生受入れ方針、選考方法、検定料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ「令和７年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和８年度科目等履修生制度の開設大学一覧」について作成、公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、情報提供に努めた。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞
大学等の質保証人材育成セミナーについては、高等教育政策の動向や大学等関係者からのニーズを踏まえつつ、質保証人材育成をより効果的に支援するためのテーマ・実施方法を検討する。

（1）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

＜主な定量的指標＞
―

＜その他の指標＞
４－１－２　国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況（大学運営に関する情報、財務経営に関する取組事例等の提供状況を参考に判断）

＜評価の視点＞
４－１－２　国立大学法人へ適切な方法で成果を提供しているか、国立大学法人への提供状況及び国立大学法人の活用状況等を参考に判断する。

（1）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

＜主要な業務実績＞

1　財務諸表等の集計と分析

○　国立大学法人の令和６年度に係る財務諸表等の集計、分析結果の各国立大学法人への提供については、大学連携・支援部大学運営連携課と研究開発部の連携の下、法人別概要財務諸表を 12 月に提供し、確定版である「国立大学法人の財務」を令和８年３月に刊行・提供した。
　また、各財務指標の国立大学法人間の比較を可能とするツールを令和８年３月に提供した。
　加えて、「国立大学法人の財務」上の各国立大学法人間の各種データの比較が容易に行えるよう BI ツール上で国立大学法人財務指標ツール及び財務ダッシュボードを新たに構築し、令和８年３月に各国立大学法人に提供した。

○　大学連携・支援部大学運営連携課と研究開発部の連携の下、覚書締結大学から学内データの提供を受け、研究パフォーマンス確認モデルに基づく分析結果を基に最終成果報告書を作成し、令和７年 12 月に各国立大学法人に提供した。
（研究パフォーマンス確認モデルとは、研究分野ごとにインプット（ヒト・モノ・カネ等の投入資源）とアウトプット（論文数、外部資金獲得額等の研究成果）を対照させて達成可能なレベルのパフォーマンスを把握し、各年度のパフォーマンスを達成可能なレベルと比較して確認するものである。）

2　財務経営に関する取組事例の収集と情報共有

○　国立大学法人の財務等に関する課題を体系的に把握するためのアンケート調査を５月に実施し、寄せられた意見等の中から戦略的経営の実現に資する財務経営に関する様々な取組等について、課題や取組事例を整理の上、関係国立大学法人の協力を得て、「国立大学法人の財務等に関する取組事例の勉強会」（対象は財務担当職員）を開催した。内容は、財源多様化、財務分析に関する好事例を有する国立大学法人から事例紹介を行ったほか、令和７年 11 月に文部科学省から示された「国立大学法人等改革基本方針」にある機能強化の方向性に沿った財務戦略をテーマにグループディスカッションを実施した。参加者数等は以下のとおり。

実施時期	参加者数	事例紹介校	開催方法
令和７年 10 月	約 200 人（傍聴者を含む）	北海道大学、筑波大学、島根大学による事例紹介	オンライン
令和７年 11 月	26 人（このほか傍聴者約 200 人）	参加大学によるグループディスカッションを実施	対面、オンライン（一部プログラムのみ）

3　病院経営分析に資する指標やツールの提供

○　各国立大学病院が自らの財務の安全性、効率性等を把握し、経営判断の材料として活用できる指標や病院間比較・分析のためのデータ集「国立大学病院における決算資料から見る経営判断の指標等」を更新し、令和８年１月に各国立大学病院へ提供した。

○　患者数や病床稼働率等のパラメータを変化させることで損益分岐点をシミュレートし、経営改善に必要な数値が算出できる経営分析ツール「CVP シミュレータ（Cost-Volume-Profit:損益分岐点）」を各国立大学病院の令和６年度決算情報を基に更新し、令和８年１月に各国立大学病院へ提供した。

（1）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

＜評定と根拠＞

補助評定：A

「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、以下３点の取組については計画以上の進捗となった。
・「国立大学法人の財務」上の各国立大学法人間の各種データの比較が容易に行えるよう BI ツール上で国立大学法人財務指標ツール及び財務ダッシュボードを新たに構築し、令和８年３月に各国立大学法人に提供した。
・「国立大学法人の財務等に関する取組事例の勉強会」について、国立大学法人の財務等に関する課題を体系的に把握するためのアンケート調査を国立大学法人を対象に５月に実施し、寄せられた意見等の中から戦略的経営の実現に資する財務経営に関する様々な取組等について、課題や取組事例を整理の上で開催した。
・「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」について、令和６年度に実施した内容を踏まえ、収支計画の読み解きを通じ、改善策の立案につなげるなど、実践的な内容で実施した。

以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。

＜課題と対応＞
高等教育政策の動向や国立大学法人のニーズを踏まえ、引き続き国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援に取り組む。

（1）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

補助評定：A

＜補助評定に至った理由＞
以下に示すとおり、業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

・「財務諸表等の集計と分析」において、BI ツール上に財務データ分析の基盤となる機能を構築することで、「国立大学法人の財務」上の各国立大学法人間の各種データの比較が容易に行えるよう工夫したことは評価できる。
・国立大学法人を対象としたアンケート調査により財務経営上の課題や取組事例を把握・整理し、「国立大学法人の財務等に関する取組事例の勉強会」を開催したことは評価できる。
・「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」について、収支計画を読み解き、改善策をグループワーク形式で立案する実践的な内容で実施することで、大学病院における経営担当職員の資質向上に貢献したことは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
―

4　病院における経営担当職員の養成の支援等

○　「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」については、令和６年度に課長級を対象として実施した内容を踏まえ、令和７年度には、収支計画の読み解きを通じ、改善策の立案につなげるため、実務者レベルである係長を対象に実施した。内容は、事前課題として収支計画を読み解き、研修当日に６つのグループ内で重点項目を各々抽出し、対応策を練り上げた上で全体発表を行った。発表後には再度各グループ内での意見交換により改善策のブラッシュアップを行った。参加者からは「各大学で取り組んでいることやその成果が、課題を通して情報交換でき、自大学にはない視点や取組の具体例を知ることができた。」、「グループワークを通じて、病院財務経営分析の観点や他大学の状況等、新たな気づきがあって良かった。」等の肯定的な意見を得た。参加者数等は以下のとおり。

実施時期	参加者数	傍聴者数	開催方法
令和７年 10 月	41 人	294 人	対面、オンライン（一部プログラムのみ）

○　病院経営部門初任者向けオンデマンド学習コンテンツを作成し、令和８年１月に各国立大学病院へ提供した。

○　上述の取組を企画・実施するため、国立大学病院事務部長及び経営企画担当課長等を構成委員とする会議体を設置した。開催実績等は以下のとおり。

名称	委員数	開催回数	開催方法
国立大学病院の運営基盤強化促進支援に関する検討会	22 人	３回	対面、オンライン

（１）③大学ポートレート

＜主な定量的指標＞
４－１－３　大学ポートレートの運用状況（参加大学数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
４－１－３　大学ポートレートを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。

（１）③大学ポートレート

＜主要な業務実績＞

1　大学ポートレートの運用

○　以下の会議を開催した。大学ポートレート運営会議（第 23 回）では、大学ポートレートの機能拡充・改修に関する審議として、事務局からの積極的な提案（※）のうち、優先度の高い取組の実施を迅速に決定した。

※「大学ポートレートへのアクセス数向上戦略」及び「令和７年度におけるアクセス数向上に向けた取組」に基づく以下の取組

- お気に入り一覧表示機能の強化
- 高校生向けに特化した導入ページ新規構築
- 大学・短期大学情報を一元化した一覧ページの新設　等

○　令和７年度大学ポートレートステークホルダー・ボードでは、大学ポートレートの新たな活用方法の開拓等、抜本的な取組につながる知見を得るため、企業関係者及び大学関係者を招いて意見交換を行った。

	開催時期	内容
大学ポートレート運営会議（第 23 回）	令和７年９月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	大学ポートレートの機能拡充・改修についての審議
令和７年度大学ポートレートステークホルダー・ボード	令和７年 12 月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	公表項目・公表方法等に関する意見聴取

（１）③大学ポートレート

＜評定と根拠＞

補助評定：Ｂ

「大学ポートレート」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、大学ポートレートの運用や利便性向上の取組については計画以上の進捗となった。

特に、大学ポートレートの現状を分析した結果を踏まえて広報や機能改善の取組を再整理し、統括的な計画として「大学ポートレートへのアクセス数向上戦略」及び「令和７年度におけるアクセス数向上に向けた取組」を初めて組織的に策定した。その上で、優先度の高い、利用者の利便性向上のための以下の取組の実施による情報発信力の大幅な強化によって当該年度の目標を超える業務実績を上げた。

・お気に入り一覧表示機能の強化
・高校生向け導入ページ新規構築
・大学・短期大学情報を一元化した一覧ペ

（１）③大学ポートレート

補助評定：Ｂ

＜補助評定に至った理由＞
以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。
・自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できたため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
―

大学ポートレート運営会議（第24回）	令和８年２月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	大学ポートレートの機能拡充・改修についての審議

【大学ポートレートウェブサイト】
国内版　https://portraits.niad.ac.jp/
国際発信版　https://jpcup.niad.ac.jp/
【委員名簿、会議資料】
https://portraits.niad.ac.jp/about/meeting.html

○　大学ポートレート運営会議（第22回）の決定に基づき、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第172条の２の改正により追加される情報公表事項について、新たに公表項目を追加するシステム改修を令和８年３月末までに実施した。

２　大学ポートレートの効果の検証

○　令和７年度の参加校数は、令和６年度より２校増加した。

○　大学ポートレートウェブサイト（国公立版）へのアクセス数は約113万件であった。

＜参加校数＞

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	株式会社立 大学	計
全体	85校 (100.0%)	92校 (91.1%)	12校 (85.7%)	3校 (75.0%)	192校 (94.1%)
国際発信版	80校 (94.1%)	49校 (48.5%)	2校 (14.3%)	2校 (50.0%)	133校 (65.2%)

３　大学ポートレートの情報発信及び利便性向上、機能の改善・充実

【高校生等へ向けた情報発信・利便性向上の取組】

○　高等学校関係者参加の行事や日本学生支援機構を通じた資料配布、文部科学省のメールマガジンへの寄稿、全国の新聞社に向けた案内送付等の広報を実施した。

○　大学ポートレートの現状を分析した結果を踏まえた広報や機能改善の統括的な計画として「大学ポートレートへのアクセス数向上戦略」及び「令和７年度におけるアクセス数向上に向けた取組」を大学ポートレート・大学情報基盤センター会議で策定し、それに基づいて取組を行った。

○　新たな取組として、以下のような高等学校関係者や高校生へより直接的に訴求する広報活動を行った。
- 「中等教育資料」や「教育委員会月報」といった高等学校関係者を主な対象とする冊子に新たに紹介記事を作成して寄稿した。
- 令和７年７月に、全国の高等学校（約5,000校）宛てに、大学ポートレートの利用案内を送付した。
- 効果的な広報を検討するため、令和８年３月に、高校１、２年生約600人を対象に大学の調べ方等に関するアンケート調査を実施した。

○　アクセス状況の詳細な分析を行い、その結果を踏まえて、スマートフォン版画面での表示や操作性を向上させるための改修を実施した。

○　大学ポートレート運営会議（第23回）に事務局から提案を行い、承認された以下の取組について、公表ページに反映した。
- 高校生向け導入ページについて、高等学校からの意見聴取を通して内容を改善し、令和８年３月に公表した。

ージを新設し、情報の網羅性と視認性を飛躍的に向上　等

情報活用の充実のため、「国公立大学情報活用サイト」においてBIツールを用いて提供している大学基本情報分析レポートについて、公立短期大学の教育情報を反映させた分析レポートの提供を新たに開始したほか、分析レポートの作成に使用しているデータの提供について新たな形式を追加するなど利便性向上のための取組を複数実施した。その結果、国公立大学情報活用サイトへのアクセス数が前年度より大きく増加した。
分析レポートに対する評価もあり、主な定量的指標である参加大学数は前年度より２大学増加した。既に90%超の参加率を達成しており、追加の増加は統計的にも困難を伴う中で、更なる増加を実現したことは評価に当たると判断した。

以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたが、アクセス数等の定量的な成果は出なかったため、「B」とした。

＜課題と対応＞
前年度評価における「大学ポートレートについては、Web広告やチラシの配布等による広報活動が実施されているものの、前中期目標期間平均値よりアクセス数が低く、利用者の視認性や利便性に課題がある。大学ポートレート運営会議を中心に、利便性向上や機能充実にとどまらず、新たな活用方法の開拓等、抜本的な取組を進めることが望まれる。」という意見については、先述のアクセス数向上戦略を新たに策定した上で、スマートフォン版画面の改修や、高校生向け導入ページの作成等を実施した。また、令和７年度大学ポートレートステークホルダー・ボードでは、抜本的な取組につながる知見を得るため、企業関係者及び大学関係者を招いて意見交換を行った。
大学ポートレートウェブサイトのアクセス件数減少への対応については、進学希望者や高校教員等に直接訴求する広報を目指し、高等学校関係者を主な対象とする冊子に新たに紹介記事を作成して寄稿したほか、全国の高等学校宛てに大学ポートレートの利用案内を送付するなど、新たな広報の取組を実施した。今後も状況の分析を元に、アクセス数向上のた

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>・　大学・短期大学一覧について、作成・更新の方法を保守業者と調整の上、令和８年３月に公表した。

【大学等に対する情報提供・利便性向上の取組】
○　令和８年１月に「Annual Report」2025 年版を作成し、全ての国立大学、公立大学、公立短期大学、株式会社立大学へ送付した。

○　「国公立大学情報活用サイト」において、大学ポートレートへ参加している国公立大学、公立短期大学を対象として、各大学の IR 活動に資するため以下の取組を実施した。
・　「大学基本情報分析レポート 2025」及び「公立大学実態調査分析レポート 2025」を公開した。
・　公立短期大学の教育情報を反映させた分析レポートの提供を新たに開始した。
・　大学基本情報分析レポートの作成に使用しているデータの提供について、Excel 形式に加え、令和７年 12 月から新たに BI ツール等への取り込み時の加工が不要な形式での提供を開始し、利便性を向上させた。
・　利用者のアカウント登録の方式を変更し、利便性を向上させるとともに各大学の利用者数の制限をなくした。その結果、サイトのアクセス数は 20,899 件（前年度より 14,714 件増）となった。

○　令和７年６月に、各大学を対象として「大学基本情報分析レポート説明会」及び「公立大学実態調査分析レポート説明会」を開催し、延べ 105 校 221 人の参加があった。また、令和７年 12 月と令和８年３月に「大学情報分析セミナー」を開催し、延べ 105 大学２機関 165 人の参加者に対し分析レポートのより具体的な利用方法の周知を図った。分析セミナーのアンケート結果では、参加者の満足度が５段階中 4.08 であり、高い評価を得ている。

４　大学ポートレートの運営費交付金削減方策の検討
○　第５期中期目標期間における投入可能額を踏まえ、システム改修事項の精査等を行い、外部事業者に委託して実施する事項を厳選した。

○　大学が公表作業を行う８～11 月以外の期間についてサーバーのスペックダウンを新たに実施し、保守費用を削減した。</td>
<td>めの取組を行う。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（１）④評価機関との連携

＜主な定量的指標＞
４－１－４　評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
４－１－４　評価機関と連携し、認証評価の改善・充実等に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。</td>
<td>（１）④評価機関との連携

＜主要な業務実績＞

○　令和７年４月に認証評価機関連絡協議会主催による「令和７年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を開催した。初任者向け講演については研修日より前に参加者へオンデマンド配信し、研修当日はオンラインと対面のハイブリッド形式での初任者・経験者共通講演、文部科学省による講演、対面形式でのグループディスカッションを実施した。研修終了後のアンケート結果は以下のとおり。
参加者数：122 人

＜アンケート結果、回答率＞
<table><tr><th>項　目</th><th>（５段階評価の平均値）</th></tr><tr><td>研修の必要性</td><td>4.61</td></tr><tr><td>講演内容の今後の業務への有用度</td><td>4.63</td></tr><tr><td>研修全体の満足度</td><td>4.23</td></tr></table>
○　令和７年４月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和６年度における各認証評価機関の評価結果及び評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公</td>
<td>（１）④評価機関との連携

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「評価機関との連携」について、年度計画に沿って着実に実施した。
令和７年４月に評価担当職員研修をオンラインにより実施した。研修については、終了後のアンケートにおいて全体として高い満足度等が示された。
認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有を行った。
機構が行う訪問調査（オンライン調査）の陪席者として、他機関職員１人の受入</td>
<td>（１）④評価機関との連携

補助評定：B

＜補助評定に至った理由＞
以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。
・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－</td>
</tr>
</table>

表するとともに、文部科学省記者クラブにプレス発表を実施した。また、令和６年度評価実施分から、初めて専門職大学の認証評価結果を協議会ウェブサイトに掲載するとともに、認証評価結果を大学等の「教育機関名」で検索できるよう検索機能を追加するなど、ウェブサイトの改善・充実を図り、10 月に公開した。

【認証評価機関連絡協議会ウェブサイト】

https://jnceaa.jp/

○　認証評価機関連絡協議会及び同ワーキンググループを開催し、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組推進のため、他機関職員等が陪席可能な各評価機関の説明会・評価の実務等の情報交換を実施した。また、令和８年度評価担当職員研修については、より参加者が望む研修となるよう、機関別認証評価機関の若手職員による検討グループにおいて研修の企画・立案を実施した。さらに、協議会の下に設置するワーキンググループにおいて、各認証評価機関が共通で用いる認証評価共通基礎データ様式について協議を行い、様式を確定後、各機関に提供した。

	開催時期	審議内容
協議会（第 33 回）	令和７年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和８年度評価担当職員研修の実施（案）、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組等
協議会ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ（第 25 回）	令和８年１月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和８年度評価担当職員研修の企画書（案）・実施要項（案）等
協議会（第 34 回）	令和８年３月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和８年度評価担当職員研修の具体案、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組の推進について　等

○　認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組の一環として、機構が行う認証評価の訪問調査（オンライン調査）の責任者面談及び訪問調査の結果説明に他機関職員１人が陪席した。

○　大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会及び大学教育質保証・評価センターとの５機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会を３回開催した。各回において、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有等を実施した。加えて、各評価機関が行う評価の更なる質的向上を図るため、同連絡会の下に設置した機関別認証評価の実施方法等に関する研究会を１回開催し、実務者レベルで各機関別認証評価機関における評価実務の取組状況について共有し、課題等について意見交換を行った。

	開催時期	審議内容
連絡会 （第１回）	令和７年５月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	各機関からの現状報告等
連絡会 （第２回）	令和７年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	各機関からの現状報告等、機関別認証評価の実施方法に関する意見交換
連絡会 （第３回）	令和８年１月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	各機関からの現状報告等
研究会 （第１回）	令和８年３月 （対面開催）	４巡目の認証評価における内部質保証関連基準の運用・検討状況に関する意見交換等

れを行い、認証評価機関の質保証の更なる充実の機会を創出した。

加えて、各評価機関が行う評価の更なる質的向上を図るため、同連絡会の下に設置した機関別認証評価の実施方法等に関する研究会を開催し、評価実務者間の情報交換を積極的に行った。

また、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和６年度における各認証評価機関の評価結果を公表した。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞

今年度は認証評価機関連絡協議会の取組みの一環として、機構の訪問調査（オンライン調査）への他機関職員の受入れを実施したが、認証評価機関の質保証の更なる充実や評価機関同士の交流を促進するための方策を今後も検討し、認証評価の改善を図っていく。

（２）①国際的な質保証活動への参画

＜主な定量的指標＞
―

＜その他の指標＞
４－２－１　国際的な質保証活動への参画及び情報提供の状況（交流実績や成果等を参考に判断）

＜評価の視点＞
４－２－１　国際的な質保証活動に積極的に取り組んだか、諸外国の質保証機関等との交流実績や成果物等を参考に判断する。

（２）①国際的な質保証活動への参画

＜主要な業務実績＞

１　諸外国の質保証機関との連携

○　機構と覚書を締結している海外の質保証機関との間で、双方の主催イベントでの相互の講演・発表や個別のミーティング、現地調査等の各種の連携活動を通じて、機構を含む日本及び各国の高等教育質保証の最新動向に関する情報交換を行うとともに相互理解を深め、国際的な機関間連携を一層強化した。

○　オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）、ドイツアクレディテーション協議会（GAC）、韓国大学教育協議会韓国大学評価院（KCUE-KUAI）の各機関との間で、質保証分野における連携のための覚書を更新した（令和７年10月、12月、令和８年２月）。

○　機構が主導する国際質保証制度設計業務では、中国及び韓国の質保証機関と連携し、基準の策定等適切に業務を進めるとともに、本業務での連携を契機として機関間の相互理解を深め、今後の情報交換及び知見の共有の基盤を構築することができた。（詳細（２）－①－４参照）

＜諸外国の質保証機関との主な連携実績＞

機関名	内容等
英国高等教育質保証機構（QAA）	高等教育質保証機関の国際ネットワーク（INQAAHE）隔年総会2025（東京）での懇談（５月・対面）（※）
	英国QAAイベント：Introduction to International Programme Accreditationへの参加（６月・オンライン開催）
フランス研究・高等教育評価高等審議会（Hcéres）	INQAAHE2025隔年総会での共同発表等に向けたフランスHcéresとの協議（４月（２回）・ウェブ会議）
	機構へのスタディビジット（５月・来訪受入れ）
	INQAAHE隔年総会2025（東京）分科会での機構との共同発表（５月・対面））
	日仏高等教育研究質保証ワークショップ開催（東京）（５月・対面）
オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）	オランダ NVAO からの機構における「情報の分析」に関連する研究調査に関する問合せ対応（４月）
ドイツアクレディテーション協議会（GAC）	機構へのスタディビジット（５月・来訪受入れ）
	ドイツGACとの覚書更新署名式、GACによる講演会及び懇談会の開催（東京）（12月・対面）
台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）	機構へのスタディビジット（５月・来訪受入れ）
	INQAAHE「高等教育質保証のための国際基準・ガイドライン（International Standards and Guidelines for Quality Assurance in Tertiary Education：ISG）」への台湾HEEACTのアライメント審査におけるオンラインインタビューへの出席（７月・ウェブ会議）

※　５月のINQAAHE隔年総会2025での懇談は英国QAAのほか、多数の覚書締結機関を含む諸外国の質保証機関と行った。

２　国際的な質保証ネットワークへの参画

○　機構が加盟する国際的な質保証ネットワークにおいて、年次会合での機構の取組に関す

（２）①国際的な質保証活動への参画

＜評定と根拠＞

補助評定：Ａ

「国際的な質保証活動への参画」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、特に国際質保証制度設計業務については計画以上の進捗があった。

同業務では、中国及び韓国の質保証機関との連携の下、４年間にわたり策定に取り組んできたアジアにおける大学間交流プログラムのための「共通質保証基準」を確定させたことを受け、国際的な質保証ネットワークの年次会合や機構主催シンポジウムを日本国内で開催し、本基準の意義や内容を国内外に向けて広く積極的に発信した。これらの広報活動により、本プロジェクトの意義と内容が広く周知されたこともあり、本基準策定に至る取組が、アジア・太平洋地域における質保証ネットワークであるAPQNから高く評価され、優れた取組として賞を受けたことで、基準の有効性が国内外の大学等関係者に幅広く認識されたことは一つの成果であると言える。

また、この「共通質保証基準」を大学等での活用に繋げるため、実際に各大学等が質保証を伴う学生交流プログラムを構築するに当たり、具体的にどのように取り入れることが適切であるかについて、令和８年３月に基準の趣旨と内容を具体的かつ分かりやすく解説した「解説資料」を日英２言語で作成し、ウェブサイトで公開した。これにより、今後日本の大学等が学生交流プログラムを構築するに当たり、解説資料により基準の趣旨や内容への具体的な理解が進み、プログラムの円滑な構築に繋がることで、キャンパス・アジア第４フェーズも見据えたアジアにおける質の保証を伴う学生交流がより活発化することが期待される。

その他、諸外国の質保証機関との連携については、国際会議参加時の関係機関との連携強化に加え、新たな取組として、質保証に関する国際会議の国内開催や覚書更新の機会を活用して諸外国・地域の質保証機関を招へいし、対面で双方の質保証に関する情報交換及び知見の共有を行う交流プログラムを機構主導で複数回企画・実施した。これにより、機関間の相

（２）①国際的な質保証活動への参画

補助評定：Ａ

＜補助評定に至った理由＞
以下に示すとおり、中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。
・４年間にわたり策定に取り組んできたアジアにおける大学間交流プログラムのための「共通質保証基準」を確定するに留まらず、本基準の意義や内容を国内外に広く積極的に発信したことで、アジア・太平洋地域における質保証ネットワークより優れた取組として高い評価を受けており、基準の有効性が幅広く認識されたことは高く評価できる。
・また、同「共通質保証基準」の趣旨と内容をわかりやすく解説した資料を日英２言語で作成及び公開したことで、今後日本の大学等がアジアの大学と学生交流プログラムを構築するに当たっての具体的な質保証の基準等における理解を促進させ、アジアにおける学生交流の活発化につなげる取組を行ったことは高く評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
高等教育の質保証システムは、グローバル化による学生・教員等の流動性の高まりを受け、国際的な通用性や透明性が強く要請されている。かかる状況に鑑み、我が国において機構が国際ネットワーク（INQAAHEやAPQN等）への積極的関与や諸外国の質保証機関との連携を主導していることは高く評価できる。実際、アジアにおける大学間交流プログラムのための「共通質保証基準」の策定や高等教育質保証の海外動向発信サイトの運用等は、機構の使命・役割に適う優れた取組である。今後も継続的・発展的な成果につなげていくことを期待する。

る発表、アンケート調査への回答、会報への機構の取組の投稿等、各ネットワークが主催する各種活動に積極的に参画することにより、日本及び各国の質保証に関する知見の共有を推進するとともに、加盟各国・地域の質保証機関との幅広く連携を強化し、新たな情報を収集し得る基盤を構築することができた。

＜国際的な質保証ネットワークにおける主な活動実績＞

ネットワーク名	内容等
高等教育質保証機関の国際ネットワーク（INQAAHE）	INQAAHE隔年総会2025への参加・登壇（５月・日本）
	INQAAHE Talks（ウェビナーシリーズ）に関するアンケート回答（７月）
アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）	APQN年次会合2025（香港）への参加・服部機構長による基調講演登壇（11月・対面）
	APQN Quality Awardの受賞（香港）（11月・対面）
高等教育アクレディテーション協議会国際質グループ（CIQG）	CHEA-CIQG2026年次会合（米国）への参加（令和８年１月・対面）

３　諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供

○　ウェブサイトを通じた国内の高等教育関係者向け情報提供特設サイト「QA UPDATES」に、諸外国・地域の質保証機関との連携活動やこれまでに構築してきた機関間の情報収集基盤を通じて得た各国の高等・地域の教育質保証動向について、日本語で分かりやすく作成した記事51件を掲載した。

【高等教育質保証の海外動向発信サイト QA UPDATES】
https://qaupdates.niad.ac.jp/

○　「QA UPDATES」及び掲載した最新の質保証動向記事を国内の高等教育関係者に広く周知し、記事への理解を深めてもらうため、メールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を新着記事の掲載タイミングと合わせ年間18回配信した。年登録者数は2,874人（令和７年度末時点）と令和６年度末に比べて約100人増加した。
　また、より幅広く周知するため、外部機関の広報誌やメーリングリストにも、同様の広報記事を定期的に掲載した。

○　日本の高等教育・質保証制度等に関する用語を日英２言語で解説した「高等教育に関する質保証関係用語集」のオンライン版について、関係の最新動向等を踏まえて既存の８項目の用語解説等を更新した。

【高等教育に関する質保証関係用語集オンライン版（大学質保証ポータル内）】
https://niadqe.jp/glossary/

４　国際質保証制度設計業務

○　評価事業部国際課と研究開発部が協働して、文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、中国教育部教育質評価センター（EQEA）及び韓国大学教育協議会（KCUE）と４年間の調査、協議を進めたアジアにおける質の保証を伴った大学間交流・学生交流の活発化に寄与するための共通質保証基準を令和７年４月に確定した（共通質保証プロジェクト）。
　また、５年間の補助事業期間終了時となる令和８年３月には、国際質保証制度設計業務の５年間の成果をまとめた「成果報告書」を日英２言語で刊行した。

○　完成した基準をアジアを中心に国内外で広く活用してもらうべく、広報活動を精力的に実施した。

互理解を深め、連携を構築・強化し、日本の大学にとって有益な各国・地域の情報を収集する基盤を構築できたことは大きな成果の一つである。

　以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。

＜課題と対応＞
　国内外の高等教育政策の動向を踏まえつつ、日本の質保証制度の課題解決や大学等における質保証人材の能力向上の支援につながるような国際的な質保証活動への参画や、イベントやウェブサイトを通じた諸外国の質保証に関する取組の効果的な発信に引き続き取り組む。

		専用のウェブサイトに、日英２言語で本基準とこのプロジェクトの取組概要を掲載するとともに、５月にはINQAAHE隔年総会2025及び日仏高等教育研究質保証ワークショップという国内外の多くの質保証機関関係者が参加する会合を日本で開催し、本基準の意義と内容を発表した。 さらには、11月に機構主催で本プロジェクトの成果発信シンポジウムをハイブリッド形式で開催し、国内外の大学等高等教育機関に対し、策定した基準について分かりやすく解説を行った。シンポジウムには、国内外より276人（対面：56人、オンライン：220人）が参加した。参加者アンケートでは、回答者の約92%から「とても良かった」「良かった」との好意的な回答があり、また、95%から「共通質保証基準」への理解が深まったとの回答があった。(※) (※) 満足度は５段階で調査。回答数100件。 以上の広報活動等により、本プロジェクトの意義と内容が広く周知されたこともあり、本プロジェクトの取組がアジア太平洋質保証ネットワーク（APQN：Asia-Pacific Quality Network）に認められ、質保証に対する卓越した貢献や優れた取組を称えて授与する「APQN Quality Award」を受賞した。 ○　また、この「共通質保証基準」を大学等での活用に繋げるため、実際に各大学等が質保証を伴う学生交流プログラムを構築するに当たり、具体的にどのように取り入れることが適切であるかについて、令和８年３月に基準の趣旨と内容を具体的かつ分かりやすく解説した「解説資料」を日英２言語で作成し、ウェブサイトで公開した。 **【キャンパス・アジア共通質保証プロジェクトウェブサイト】** https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/intl_engagement/qacampusasia/		
	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 ＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ４－２－２　高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況（提供情報の利用状況等を参考に判断） ＜評価の視点＞ ４－２－２　高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数、セミナー参加者数等を参考に判断する。	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 ＜主要な業務実績＞ **1　日本の高等教育制度等に関する調査・情報提供** ○　高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）ウェブサイトに掲載している日本の高等教育機関（大学・高等専門学校・専門学校・省庁大学校）の一覧について、最新版を掲載し、日本の高等教育の資格について正確かつ最新の情報を国内外に幅広く提供することができた。 併せて、次年度の情報の更新を遅滞なく進めるため、関係機関への調査・情報収集・データ整理を滞りなく実施した。 ○　諸外国・地域の国内情報センター（NIC）等から寄せられる日本の教育制度・高等教育資格に関する問合せに対し、必要な調査を行い随時適切に回答した。 ○　東京規約締約国委員会会合及びアジア太平洋地域のNICネットワーク（APNNIC）会合への参画、APNNICが設置するポータルサイトへの高等教育資格の承認に関する基礎情報の提供、ユネスコNQFグローバルインベントリへの情報提供を通じて、日本の教育制度及び最新の教育動向等を国際的に発信した。 ○　高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）を踏まえ、日本の専門学校への入学者が多い５か国（韓国・中国・ベトナム・タイ・ネパール）を対象として、日本の高等教育資格、特に専門学校修了資格（専門士・高度専門士）の評定・承認がどのように行われているのか、また日本の専門学校の留学生が専門学校修了資格の評定・承認についてどこまで理解しているのか調査を行い、現状と課題、改善の方向性を整理した上で、令和７年５月に報告書を国内の高等教育関係者等に向けて公表した。	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 ＜評定と根拠＞ 補助評定：A 「学位等高等教育資格の承認に関する情報提供」について、年度計画に沿って着実に実施したことに加え、外国の高等教育制度等に関する情報収集・提供における研修の実施については計画以上の進捗があった。 国内外の関係機関との連携・協力により収集・整理した各国・地域の高等教育制度等を、ウェブサイトへの掲載、国際会議での発表、セミナーシリーズの開催等により、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づく日本の NIC として不可欠な国内外への高等教育制度等の情報発信を着実に実施するとともに、国内外から寄せられる問合せに対し適切な情報提供を実施した。 特に、NIC-Japan セミナーシリーズについては、令和２年度から外国の教育制度・高等教育資格についてオンラインにより実施してきたが、政府の有望な外国人留学生の受入れ・定着を目標とする政策に	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 補助評定：A ＜補助評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。 ・外国学歴・資格評価（海外の学歴や資格を日本の制度との関係で評価する業務）に携わる人材の育成を目的とする国内初の大規模研修を実施し、NIC-Japan セミナーシリーズ開始以来最大規模の参加を得るとともに、高い満足度を得たことは、高等教育資格の承認に関する理解促進及び人材育成に資する取組として高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ー ＜その他事項＞ 国際的な人材流動が進む中、日本や外国の学歴・資格評価に関して専門的な情報・データを蓄積・更新していく高等教育資格承

		2　外国の高等教育制度等に関する情報収集・提供 ○　関係各国・地域のNIC等のウェブサイトや国際会議への参加を通じて、各国・地域の最新の教育制度・高等教育資格等に関する最新動向を収集し、NIC-Japanウェブサイトを通じて国内外の高等教育関係者に提供した。 ○　特に、令和５年３月に発効した高等教育の資格の承認に関する世界規約の締約国が順次増加していることを踏まえ、新たな締約国の教育制度や高等教育機関に関する情報を一覧とする国別のリンク集を整備するとともに、正確かつ最新の情報を提供するため、常時リンク切れやリンク先の情報を確認し、リンク集の更新を行った。令和８年３月末時点で56か国・地域のリンク集をウェブサイトに掲載した。 ○　大学等からの問合せに対して、「中国の高等教育・質保証システムの概要（第２版）」（令和６年３月刊行）を中心に新たな情報収集も行いながら対応した。また、本資料を中国からの留学生受入れや学生交流に有益なものとして活用されるよう、大学等関係機関訪問の機会を活用して積極的な広報を行った。 **【中国の高等教育・質保証システムの概要（第２版）掲載ページ】** https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html ○　令和８年の新規刊行を目指し作成中の「インドの高等教育・質保証システムの概要」の先行版として、「ブリーフィング資料：インドの高等教育・質保証制度」を取りまとめ、令和７年４月に公開した。ウェブサイトやメールマガジンによる周知に加え、大学等への訪問等の機会を活用して、近年交流が活発化しているインドに関する本資料の有用性について説明、紹介を行った。 「インドの高等教育・質保証システムの概要」については、職業教育制度、高等教育と基礎教育の関係等についての情報の追加、関連法規、統計データの更新・修正、外部有識者による監修を行った。 https://www.niad.ac.jp/consolidation/media-download/9114/be3d036eeaecbb97/ ○　「ブリーフィング資料：台湾高等教育の質保証」の見直しを行い、令和７年４月に改訂版を公開した。ウェブサイトやメールマガジンによる周知に加え、大学等への訪問等の機会を活用して本資料の有用性について説明、紹介を行った。 https://www.niad.ac.jp/media-download/9106/9067dc84473c91b2/ ○　主に国内の高等教育関係者から寄せられる外国の教育制度・高等教育資格に関する問合せに対し、必要な調査を行い随時適切に回答した。 ○　国内の高等教育関係者を主な対象としたNIC-Japanセミナーシリーズを以下のとおり２回開催した。 第１回は、外国の学修履歴を有する者からの出願資格・入学審査等を行う大学等の教職員を対象に、留学生の受入れに係る外国学歴・資格評価人材の育成を目的とする国内初の大規模研修を、第１部・対面及びオンライン、第２部・対面による二部構成で実施した。なお、対面での研修実施は本セミナーシリーズにおいて初の試みであり、35人の参加があった。また、第１部、第２部を通じての参加者は316人であり本セミナーシリーズ開始以来、最大の人数であった。 第２回は、近隣国として学生の交流も多い韓国を対象としてオンラインで開催した。アンケート結果の満足度は、第１回の第１部（対面及びオンライン）は4.4※、第２部（対面）は4.7※だった。第２回は4.5※だった。（※いずれも５段階評価の平均値）	よる日本への留学希望者の増加に対応するため、令和７年度は外国の学修履歴を有する者からの出願資格・入学審査等を行う大学等の教職員を対象に、留学生の受入れに係る外国学歴・資格評価人材の育成を目的とする国内初の大規模研修を実施した。実施形式は２部制（第１部：ハイブリッド、第２部：対面）とし、初めて対面形式による研修を導入した。参加者数は第１部に 316 人、第２部に 35 人とセミナーシリーズ開始以来、最大の人数を動員し、事後アンケートでは満足度において第１部は 4.4、第２部は 4.7 と高い値を獲得した。これにより、外国学歴・資格評価の重要性と当該業務に精通した人材育成の必要性を多くの大学等の教職員が改めて認識するとともに、NIC-Japan セミナーシリーズの有用性への理解や関心が高まったことは大きな成果と言える。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。 ＜課題と対応＞ ウェブサイトの継続的な更新、NIC-Japan セミナーシリーズの開催を通じた情報提供活動のほか、留学生を多く受け入れている大学への直接訪問等を通じて今後も国内大学等に NIC-Japan 及びその活動について周知を続けていく。	認情報センター（NIC-Japan）の活動は、我が国で機構が先導して進めることが期待される取組である。今後も、関係各国・地域の NIC 等との連携や外国の教育制度・高等教育資格に関する情報の整理・提供について中心的役割を担っていくことを強く期待する。

＜NIC-Japanセミナーシリーズ開催実績＞

	開催年月	対象国・テーマ	参加人数
第１回	令和７年９月	FCE（外国学歴・資格評価）研修特別プログラム	316人
第２回	令和８年１月	韓国の教育制度・高等教育資格	149人

３　海外のNIC等との連携

○　東京規約締約国委員会（隔年開催）やAPNNIC会合（年１回開催）に日本のNICとして参加し、アジア太平洋地域の資格承認を巡る議論への参画を通じて、締約国・地域のNICや高等教育機関との連携を深めることで、各国・地域の教育制度や教育動向の最新の情報を収集し、今後も継続的に新たな情報を収集し得るネットワークの強化、基盤の構築を推進した。

併せて、東京規約締約国委員会議長団の第一副議長国として、議長団会合に参加し（計７回）、東京規約締約国間のネットワーク充実や締約国の更なる拡大に向けた議論に主導的に参画することで、アジア太平洋地域を中心とした国際的な連携強化を推進した。

○　令和７年７月、イタリア学術移動・同等性情報センター（CIMEA）代表が来訪、日伊双方の高等教育と資格承認の現状について意見交換を行った。

また、令和７年12月、オランダ高等教育国際機構（Nuffic）との間で、資格承認の分野における連携のための覚書を更新した。

これらの活動を契機として、各国・地域のNICとの相互理解を深め、機関間連携を一層強化することができた。

４　NIC-Japanの周知活動・ウェブサイト運営

○　特に日本への留学に関心のある外国人学生や国内外の大学等高等教育機関にNIC-Japan活動やウェブサイトを周知するため、日本学生支援機構（JASSO）主催の日本留学フェア（アジア各国開催）や外国人学生のための進学説明会（国内開催）において、日英２言語で作成したNIC-Japan紹介リーフレットを机上にて配布を行った。

○　国内の複数の大学を訪問し、国際関連業務・入試業務の担当者へのNIC-Japanの業務紹介・ネットワーキングを実施した。

○　NIC-Japanウェブサイトにおいて、国内外の高等教育制度等に関する情報のほか、セミナーシリーズの講演資料・講演動画、活動ニュース、Q&A等の各種情報を随時掲載・更新した。また、高等教育機関一覧の検索画面に説明を加え、ユーザー目線でサイトの利便性向上に努めた。

○　NIC-Japanウェブサイトの年間アクセス件数は256,701件、うち国内からのアクセスは約64%、海外からのアクセスは約37%であった。

４．その他参考情報

予算と決算の差額については、当該事業のうち補助金支出等に関しては、予算編成の段階では資金受入前であったため令和７年度の支出予算額として計上せず、年度中の執行額のみ年度末の支出決算額として計上したため、事業全体の予算額と決算額に10%以上の乖離が生じている。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－５	５　調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 （３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第５号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）大学等の改革の支援に関する調査研究								
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）	５年間合計 15 件	－	１件	２件			
	事業関連説明会等における情報提供	５年間合計 219 件	－	40 件	10 件			
	事業協働研修会等における情報提供	５年間合計 38 件	－	９件	７件			
社会への成果の提供・公表	学術論文等	５年間合計 40 編	－	16 編	12 編			
	学会発表等	５年間合計 30 件	－	17 件	14 件			
	研究会・研修会等における講演・発表等	５年間合計 52 件	－	24 件	16 件			
	報告書等	５年間合計 ８編	－	２編	２編			
（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究								
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）	５年間合計 54 件	－	18 件	11 件			
	事業関連説明会等における情報提供	５年間合計 24 件	－	７件	９件			
	事業協働研修会等における情報提供	５年間合計 ６件	－	０件	８件			
社会への成果の提供・	学術論文等	５年間合計 19 編	－	３編	６編			

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	406,084	342,130			
決算額（千円）	313,464	332,911			
経常費用（千円）	318,530	333,623			
経常利益（千円）	74	3,879			
行政コスト（千円）	341,407	355,613			
従事人員数（人）	16.3(2)	16.2(1.8)			

	公表	学会発表等	５年間合計 40 件	－	７件	３件										
		研究会・研修会等における講演・発表等	５年間合計 20 件	－	５件	５件										
		報告書等	５年間合計 ４編	－	０編	２編										
	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究															
	機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）	５年間合計 10 件	－	２件	２件										
		事業関連説明会等における情報提供	５年間合計 ５件	－	１件	０件										
		事業協働研修会等における情報提供	５年間合計 10 件	－	２件	０件										
	社会への成果の提供・公表	学術論文等	５年間合計 ５編	－	４編	５編										
		学会発表等	５年間合計 25 件	－	12 件	４件										
		研究会・研修会等における講演・発表等	５年間合計 20 件	－	４件	４件										

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
各項目を参照	各項目を参照	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和７年度における「５ 調査研究」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	
（１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ＜主な定量的指標＞ ５－２　社会への調査研究の成果の提供・公表状況 ＜その他の指標＞ ５－１　機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 ＜評価の視点＞ ５－１　調査研究の成果が機構が行う各事業に反映され、各事業の改善に活用されたか、各事業への活用状況及び各事業担当部課との連携状況等を参考に判断する。 ５－２　調査研究の成果が社会に提供・公表されたか、関連学協会及び機構の学術誌、研究会・研修会等を通じた公表実績を参考に判断する。	（１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ＜主要な業務実績＞ **①　大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究** **①－１　国立大学法人の意思決定支援に関する調査研究** ○　大学連携・支援部大学運営連携課と研究開発部の連携の下、研究活動のインプットとアウトプットを対照させてパフォーマンスを定期的に確認するモデル（「研究パフォーマンス確認モデル」）について、プロジェクトの参加大学における試行結果と実装化に向けたこれまでの研究成果をまとめ、報告書を作成し、ウェブ上にて公表した。なお、報告書の作成と並行して、参加大学から提供された最新データを用いて、同モデルによる研究分野別のパフォーマンスの分析を継続し、意見交換会での議論を基に成果の確認を行った。 ○　『国立大学法人の財務』（下記①－２参照）所収の財務分析指標データの有効活用を促すためにWeb API化を実施した。 また、同データを利用し、財務面からみた国立大学法人の新たな分類方法について、データサイエンス的な手法を駆使した研究を実施した。その現状の成果について国際会議で発表するとともに、国内の研究会でも報告した。 ○　国立大学法人における教育活動の評価と意思決定に資する研究として、学生の自律的動機づけ支援に関する研究を実施し、学会報告を行った。 **①－２　国立大学法人を主対象とした財務経営に関する調査研究** ○　大学連携・支援部大学運営連携課と研究開発部の連携の下で実施している『国立大学法人の財務』刊行事業において、国立大学法人の令和６年度決算財務諸表の分析を行い、その結果を執筆・掲載した。 ○　国立大学協会の研究プロジェクト「法人化20年　国立大学法人化の検証」に参加し、	（１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「大学等の改革の支援に関する調査研究」について、年度計画に沿って着実に実施した。 計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を文部科学省をはじめとする社会のステークホルダーに提供し、成果の社会還元を進める。	（１）大学等の改革の支援に関する調査研究 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。 ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	

法人化後20年間の財務状況の変化について分析を行った。 その成果については、国立大学法人会計基準の改訂動向に関する研究成果も含めて、報告書の原稿を作成し提出した。

○　令和６年に地方国立総合大学７校を対象に実施した、経営課題に関するインタビュー調査の分析結果について、学会報告を行うとともに、学術誌に論文を発表した。

○　大学の財務・経営に関する有識者を招いて「大学改革支援研究会」を７回開催し、本調査研究の遂行に役立つ知見を継続的に収集した。この研究会の講演録と本調査研究のテーマ別論考を掲載した報告書を刊行した。

○　国立大学法人の学部・研究科別セグメント情報を利用し、学問系統別コスト分析（学生当たり教育コスト、教員当たり研究コスト）を実施した。その成果については、学会報告を行うとともに、上記報告書に掲載した。

○　政府・大学間及び大学内部におけるNPM（新公共経営）的なマネジメント体制の浸透度について、国際比較を行うための海外文献調査を実施した。

②　大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

②－１　我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討

○　評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部の協働の下で、国立大学法人評価の中期目標の達成状況の評価及び、現況分析に資する分野別教育研究基準の策定、評価支援のためのデータ・指標の可視化に向けて分析を実施した。令和４年度に実施した評価に係る具体的な事例を蓄積し、分析を実施した。結果は、国立大学教育研究評価委員会、委員会ワーキンググループにおける第４期国立大学法人評価の評価方法の設計に反映した。

○　評価事業部評価支援課と研究開発部の協働の下で、大学機関別認証評価について、内部質保証をはじめとした研究教育活動等の評価に係る具体的な事例を蓄積し、分析を実施した。結果は、令和８年度以降の認証評価の実施と第４巡目の認証評価の基準、分析項目の策定、及び令和７年度認証評価機関連絡協議会認証評価担当職員研修、各種認証評価の説明会・研修会、評価担当者研修会等において活用した。

○　評価に関する負担軽減へ向け、「評価疲れ」を引き起こす要因の解明と解決へ向けた検討を実施した。評価の現場での活用可能性を考慮し、「評価制度への不信感」、「評価目的の不透明感」、「評価作業の心理的負担感」、「評価作業の物理的負担感」の25項目からなる、より簡便な尺度を作成し、論文として公表した。

○　文部科学省中央教育審議会大学分科会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループに委員として参画し、新たな認証評価制度の検討に際し、これまでの大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究結果や我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討の結果を反映させた。

②－２　機構が実施する評価事業の有効性に関する調査研究

○　評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部の協働の下で、法人及び評価者を対象とした第３期国立大学法人評価の検証アンケート結果をまとめた。第１期から第３期までのアンケートに対する法人の回答の経年的な推移や、大学の属性別について統計的な比較分析を実施することで、評価の適切性を検証した。結果は国立大学教育研究評価委員会及び同ワーキンググループの参考資料として、第４期国立大学法人評価の評価方法の設計へ向け活用された。

○　評価事業部評価企画課及び評価支援課と研究開発部の協働の下で、令和６年度に実

施した認証評価への意見聴取のためのアンケート調査を、大学機関別認証評価（対象校８校）、高等専門学校機関別認証評価（対象校４校）、法科大学院認証評価（対象校１校）及び各評価者を対象として実施した。その回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、機構における業務改善への資料として提供した。

○　平成26年度から令和５年度まで、全ての認証評価機関が指摘した評価結果における「優れた点」に関する内容分析を行った。特に、「学習成果」に関する記載について、高く評価されてきた取組の出現頻度を整理するとともに、評価機関における違い及び経年的な指摘内容の変化について分析を行った。

○　評価の面談時に非言語情報が与える影響として、模擬的な面談場面を想定した実験を行い、AIを用いて顔表情の動作解析及び言語情報との関連を分析した。被評価者の特定の表情と面接者の評定値に相関が見られた。結果は論文等として公表した。

②－３　高等教育の質保証に係る国内外の状況変化等に関する調査研究

○　評価事業部評価企画課と研究開発部の協働の下で、高等教育機関教職員向けの「質保証人材育成セミナー」を、外部専門家を招へいして年４回開催した。実践性だけでなく中長期的な展開も視野に入れて大学経営全般の質向上を想定し、「内部質保証実務」、「指標とロジックモデル（計２回）」、「マイクロクレデンシャル」の３つのテーマで実施し、研究開発部教員も講師を務めた。
https://www.niadqe.jp/event/7364
https://www.niadqe.jp/event/7595
https://www.niadqe.jp/event/7774
https://www.niadqe.jp/event/7904

○　評価現場の状況変化を把握するために、学会発表や依頼による講演等を積極的に行い、大学評価、IR、内部質保証の多様なテーマについて研究成果の公表だけでなく、現場の大学教職員との意見交換、情報交換を行った。

○　高等教育と職業教育、生涯学習の接続と質保証に向けて、「横断的質保証研究会」での調査結果を基に、「マイクロクレデンシャル」の社会実装に向けて各ステークホルダーと共にコミュニティを形成した。議論の成果を書籍等で公開し、関連機関との意見交換を進めた。

○　マイクロクレデンシャルの質保証に関する国際動向を調査し、日本の状況との比較研究を行った。成果を基に文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会や大学等で専門的助言を行い、関連シンポジウムで招待講演を行った。

○　国内外の評価システムの状況変化等に関する情報収集を進め、台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT: Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan）が受審したINQAAHE(International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education)が実施する外部評価（ISG Review Panel）において、日本の質保証機関を代表して、HEEACTの取組に対する意見を提供した。

○　努力義務化される専門学校の第三者評価の設計に関して、文部科学省総合教育政策局の有識者会議において知見の提供を行った。

○　高等教育の現場でのDEI（Diversity, Equity & Inclusion）推進を通じた教育研究成果の増進に向けて、知覚多様性の理解に基づく個別最適化教育と創造性についての研究知見の社会発信を行った。

③　調査研究成果の活用と社会への提供

		○　調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 ○　機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第27号を編集・刊行し、科学技術振興機構の「J-STAGE」を通じて論文２編、研究ノート・資料３編を社会に提供・公表した。 ○　各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表するほか、ウェブサイト等により研究成果を公表した。		
	（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ＜主な定量的指標＞ ５－２　社会への調査研究の成果の提供・公表状況 ＜その他の指標＞ ５－１　機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 ＜評価の視点＞ ５－１　調査研究の成果が機構が行う各事業に反映され、各事業の改善に活用されたか、各事業への活用状況及び各事業担当部課との連携状況等を参考に判断する。 ５－２　調査研究の成果が社会に提供・公表されたか、関連学協会及び機構の学術誌、研究会・研修会等を通じた公表実績を参考に判断する。	（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ＜主要な業務実績＞ **①　学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究** **①－１　学位の要件となる学習の体系性と学習の成果の評価に関する調査研究** ○　大学の学修修了証明である「学位」を切り口に、令和６年度に外部研究者と着手した「学位と大学に関する比較研究」を継続し、諸外国（米仏独中韓）の高等教育の変化を踏まえて各国における学位（学術学位、職業学位、専門職学位等）の現況、学術大学以外の高等教育機関の拡大と履修形態の多様化、及び各学位課程の学修要件の差異等に関する調査を進めた（研究会６回開催）。 **①－２　学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究** ○　全国の大学の担当部署を対象に「外国での学修歴を有する者（外国出身志願者）の出願資格審査に関する調査」を実施し、大学における出願資格審査の実態と課題を分析して報告書（速報版）と報告書（最終版）を公表した。また、評価事業部国際課と研究開発部の協働で出願資格に関するワークショップを開催し、調査結果に基づく発表と討議を行った。さらに、外国出身志願者の出願資格審査に関する調査の結果を基に、我が国の大学における出願資格審査の現状と課題を分析し、海外の共同研究者と合同で比較検討を行ってその成果を国際会議で共同発表した。 ○　諸外国の全国資格枠組みに関する文献調査を継続的に実施し、我が国における教育資格枠組みの開発に資する知見を整理した。また、令和６年度末に中央教育審議会での議を経て文部科学省の承認を得た我が国の教育資格枠組みについて、ウェブサイトで情報を発信した。 ○　我が国における教育資格枠組みの開発と意義について整理し、ユネスコ・バンコク事務所主催の人材開発セミナー及び東京規約締約国会合において報告した。 ○　ユネスコが編纂する国際的な資格枠組みの総覧（inventory）に我が国の教育資格枠組みの情報を掲載すべくユネスコのフォーマットに沿った解説を作成し、提供した。 ○　海外の質保証機関による機構へのスタディビジットにおいて評価事業部国際課と研究開発部が協働して研究会を開催し、日本のマイクロクレデンシャルの質保証の状況について紹介した。	（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ＜評定と根拠＞ 補助評定：Ｂ 「学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」について、年度計画に沿って着実に実施した。 計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「Ｂ」とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を文部科学省をはじめとする社会のステークホルダーに提供し、成果の社会還元を進める。	（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 補助評定：Ｂ ＜補助評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。 ・自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

○　国内外の高等教育資格の国際的な承認に関する基本的な知見やトレンドに関する情報を収集し分析して、その成果を公表した。

①－３　機構の学位授与事業に関わる諸外国の教育制度調査

○　機構の学位授与制度への申請資格に関して、外国での学修歴を持つ者からの照会を受けて当該国の教育制度を踏まえた調査を行い、照会者に回答した。
　米国１件、中国３件、モンゴル１件。

○　日本と中国の学位制度の相違と変遷について調査を行い、その成果を学会で発表するとともに、学術論文として公表した。また、中国からの留学生の申請資格を正確に判断するための基礎資料として活用した。さらに大学からの依頼により、FD セミナーにおいて講演を行い、中国からの留学生の最新動向と出願資格審査における質保証について、現場の教職員に知見を提供した。

②　機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

②－１　学士の学位取得をめざす申請者の利便性と制度の認知度向上

○　機構が行う学位授与に関するディプロマ・ポリシーの策定に向けて、管理部学位審査課と研究開発部の協働の下で案を作成し、学位審査会専門委員会・部会への照会の上で確定し、公表した。

○　管理部学位審査課と研究開発部の協働の下で、学位審査業務の見直し案の検討、学位授与証明書のデジタル化の検討を行った。

②－２　機構が実施する学位授与事業の効率化と有効性に関する調査研究

○　令和５年度までに完了した、単位積み上げ型の学士学位取得者に対するアンケート及びインタビュー調査の結果を分析した。学位授与事業の課題を抽出し、報告書案を作成し公表に向けて確認作業を進めた。

○　小論文試験問題の校正に係る業務の生成 AI を活用した効率化について実証実験を行い、国際学会にて公表した。

○　過年度に提出された学修成果レポートをレポジトリ登録し、新規に申請された学修成果との類似性判定を行い、小論文試験問題の校正に活用した。ソフトウェアで判別される学修成果レポートの独自性指標を参考とした、小論文試験作題基準を策定し、運用した。

○　「令和７年度学位審査会専門委員協議会」を管理部学位審査課と研究開発部の協働の下に開催し、新任の専門委員に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。

②－３　学位授与に係る国内外の状況変化等に関する調査研究

○　国内外におけるマイクロクレデンシャルの普及と、デジタル化を通じて学修歴の通用性を担保する取組について調査した。得られた知見を基に、国内における既存制度との整合性の担保、及び質保証の方向性を検討・提案した。

○ 全国の国公私立大学が授与する学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を続行した。令和６年度の付記名称としては、学士 722 種類、学士（専門職）19 種類、修士 610 種類、修士（専門職）166 種類、博士 467 種類を調査し、その結果を整理してウェブサイトで公表した。さらに令和７年度の状況に関する調査を開始し、令和７年度末の

		時点で94.4%の大学から回答を得た。 https://www.niad.ac.jp/publication/gakui/meishou.html **③　調査研究成果の活用と社会への提供** ○　調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 ○　機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第27号を編集・刊行し、科学技術振興機構の「J-STAGE」を通じて論文２編、研究ノート・資料３編を社会に提供・公表した。 ○　各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表するほか、ウェブサイト等により研究成果を公表した。		
	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ＜主な定量的指標＞ ５－２　社会への調査研究の成果の提供・公表状況 ＜その他の指標＞ ５－１　機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 ＜評価の視点＞ ５－１　調査研究の成果が機構が行う各事業に反映され、各事業の改善に活用されたか、各事業への活用状況及び各事業担当部課との連携状況等を参考に判断する。 ５－２　調査研究の成果が社会に提供・公表されたか、関連学協会及び機構の学術誌、研究会・研修会等を通じた公表実績を参考に判断する。	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ＜主要な業務実績＞ **①　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査研究** ○　大学改革支援情報基盤に必然的に現れるデータ統合の問題に着目し、圏論を応用したデータ処理のアプローチを検討し、機構の高等教育データを用いてデータ統合の方法を示した。成果を国内学会で発表した。また、機構の情報基盤と関連して、大学評価や情報公表に関する政策を整理した。 ○　マクロクレデンシャル（学位や卒業証明）及びマイクロクレデンシャルの双方について、学修歴デジタル資格証明技術と流通プラットフォームの国際動向を調査した。成果は講演で報告し、あるべき方向性についてデジタル庁、文部科学省高等教育局、総合教育政策局生涯学習推進課、経済産業省経済産業政策局等と意見交換を行った。 ○　米国 IR 協会年次大会に出席し大学改革支援に資する情報運用のあり方について調査を行い、その結果を踏まえて国内の各大学の担当者向けに情報提供を行った。また、これまでの調査研究成果も含め、文部科学省中央教育審議会大学分科会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループにおいて、新たな認証評価制度と連動したデータベースのあり方について情報提供を行った。 **②　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査研究** **②－１　情報分析の方法に関する調査研究** ○　データサイエンス手法に基づき大規模な回帰分析等のデータ予測性能の向上方法について提案を行い、シミュレーションによりその有効性を示した。研究成果を国内外の学会及び学会誌で公表した。 ○ 国立大学法人の財務等のデータを活用し大学分類についての検討を行った。研究成果を国際会議及び国内学会で公表した。 ○ 大規模言語モデルを活用した学位授与事業に係る業務の効率化について検討し、研究成果を国内学会で公表した。 ○ 情報分析のための情報提供方法として開発してきた財務や教育研究等の情報に関する Web API 機能を検討した。 **②－２　情報分析の活用に関する調査研究**	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究」について、年度計画に沿って着実に実施した。 計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を文部科学省をはじめとする社会のステークホルダーに提供し、成果の社会還元を進める。	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められるため。 ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

		○ 情報システムの開発として、第４期現況分析基本データシステム等の国立大学教育研究評価に係るシステムの開発及びデータ分析の検討を、評価事業部国立大学評価室と研究開発部の協働の下で実施した。令和８年度大学ポートレートシステム運用・保守業務一式の調達に関する仕様策定を、会計課契約係、大学ポートレート・大学情報基盤センター事務室と研究開発部の協働で実施した。 ○ 管理部学位審査課と研究開発部が協働して、大規模言語モデルを活用した学位授与事業に係る業務の効率化について検討した。 ○ 国立大学法人の財務情報と教育研究情報の連携・分析ツール及び分析指標開発支援ツールを保守管理した。また、国立大学法人の財務の財務分析指標データの有効活用を促すことを企図したデータ提供のための Web API の改良を継続して実施した。 **③ 調査研究成果の活用と社会への提供** ○ 調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業等の事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 ○ 機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第27号を編集・刊行し、科学技術振興機構の「J-STAGE」を通じて論文２編、研究ノート・資料３編を社会に提供・公表した。 ○ 各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表するほか、ウェブサイト等により研究成果を公表した。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－６	６　大学・高専成長分野転換支援 （１）助成金の交付 （２）取組の実施状況の把握等		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第２項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）助成金の交付							
選定件数 ※（ ）は延べ件数	－ （令和 14 年度までに 310 件程度）	令和５年度公募 118 (118)	令和６年度公募（通常審査） 90 (215)	令和７年度公募（通常審査） 43 (261)			
		令和６年度公募（先行審査） 7 (125)	令和７年度公募（先行審査） 3 (218)	令和８年度公募（先行審査） 1 (262)			
（２）取組の実施状況の把握等							
フォローアップによる指摘を踏まえた各選定大学等における取組の改善割合	100%	－	100%	100%			

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	29,164,631	50,957,791			
決算額（千円）	21,232,947	40,933,694			
経常費用（千円）	21,232,208	40,938,331			
経常利益（千円）	0	0			
行政コスト（千円）	21,232,208	40,938,331			
従事人員数（人）	22.0(1)	19.0(1)			

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

<table>
<tr><th rowspan="2">主な評価指標等</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th><th colspan="2">主務大臣による評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th><th>評定</th><th>A</th></tr>
<tr><td>各項目を参照</td><td>各項目を参照</td><td>＜評定と根拠＞
評定：A

令和７年度における「６　大学・高専成長分野転換支援」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、特に「（１）助成金の交付」の項目においては実施方針を改正し、令和８年度公募に向けた公募要領等の策定を行ったことや、「（２）取組の実施状況の把握等」の項目において、きめ細やかなフォローアップや効果的な情報交換の機会の提供等により、当初計画以上の進捗となるなど、当該項目全体で、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、評定を「A」とした。</td><td colspan="2">＜評定に至った理由＞
各評価指標において、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められている。特に令和７年度の補正予算計上により新たな支援枠の公募を開始したことや、オンライン面談実施によるフォローアップの充実は評価できるとし、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるとした。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－</td></tr>
<tr><td>（１）助成金の交付

＜主な定量的指標＞
６－１　助成金の交付及びフォローアップの実施状況（公募・審査状況、選定件数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
６－１　基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付及びフォローアップを適切に行ったか、公募・審査の実施状況、選定件数、交付の審査状況等を参考に判断する。</td><td>（１）助成金の交付

＜主要な業務実績＞

① 助成事業の選定・公募
①ーア　令和７年度大学・高専機能強化支援事業の選定
○　令和６年12月13日に公募を開始した、学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援（以下「支援１」という。）及び高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援（以下「支援２」という。）のうち、通常審査分について、大学・高専機能強化支援事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）及び審査等専門部会における審査の結果を受け、次のとおり選定し、選定結果について先行審査分を含め令和７年６月25日にウェブサイトにて公表した。

＜通常審査分（令和７事業年度選定）＞　（単位：機関）
<table><tr><th rowspan="2">支援１</th><th colspan="4">支援２</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>大学
（一般枠）</th><th>大学
（特例枠）</th><th>大学
（ハイレベル枠）</th><th>高等専門
学校</th></tr><tr><td>25</td><td>10</td><td>1</td><td>0</td><td>7</td><td>43</td></tr></table>**＜先行審査分（令和６事業年度選定）＞**
<table><tr><td>2</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td><td>3</td></tr></table>（参考）累計件数
<table><tr><td>153</td><td>72</td><td>5</td><td>8</td><td>23</td><td>261</td></tr></table>
【選定結果公表】
https://www.niad.ac.jp/josei/selection/</td><td>（１）助成金の交付

＜評定と根拠＞

補助評定：A

「助成金の交付」について、年度計画に沿って着実に実施した。
特に助成事業の選定・公募に当たっては、令和７年度公募の通常審査では、支援１を 25 機関、支援２を 18 機関、遅滞なく審査・選定し、助成金の交付に当たっては実績報告書の提出から確定までを適切に実施した。また、令和８年度公募（支援１「成長分野転換枠」）の先行審査について審査を行い、１機関を選定、交付内定を行った。
令和７年度補正予算が計上されたことに伴い、実施方針を改正した。新たな支援内容に係る令和８年度公募実施に向けた公募要領を策定し、令和８年３月 27 日から公募を開始するなど、計画以上の進捗となった。

以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。</td><td colspan="2">（１）助成金の交付

補助評定：A

＜補助評定に至った理由＞
以下に示すとおり、中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。
・令和７年度においては、補正予算を計上し、ニーズに応じた支援メニューの見直しを行った。それに伴い、実施方針の改正や新たな支援枠に対する公募要領の改正も行ったことで、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－</td></tr>
</table>

		①－イ　令和８年度大学・高専機能強化支援事業の公募 ○　令和８年度大学・高専機能強化支援事業の公募（支援１「成長分野転換枠」）を令和８年１月14日に開始し、令和９年度に学部再編等を実施する計画であって、令和８年３月又は６月に認可申請を行うもの（以下「先行審査」という。）が３件、それ以外の計画（以下「通常審査」という。）が17件申請があった。 そのうち、先行審査においては、選定委員会等における審査の結果、１件選定し、選定された助成事業者に対し、令和８年２月26日に交付内定の通知を行った。 ○　令和７年度補正予算が計上されたことに伴い、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を改正し、実施方針に基づき、新たな支援内容に係る令和８年度公募実施に向けた公募要領を策定し、支援１においては学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援「大規模文理横断転換枠」に係る公募を、支援２においては高度情報専門人材確保に向けた機能強化に係る支援「高度情報専門人材育成枠」及び「重点分野支援枠」に係る公募を令和８年３月27日から開始した。 **②　助成金の交付** ○　選定された助成事業者に対し、助成金交付申請書に基づき、先行審査分については令和７年４月 11 日、通常審査分については令和７年７月 29 日に交付決定を行った。交付決定額についてはウェブサイトにおいて公表した。 ○　助成事業者から提出される実績報告書に基づき、助成金を交付した。また、助成事業者の希望に応じて、必要があると認められる場合は、助成金の全部又は一部を概算払により交付した。 **【交付決定額】** https://www.niad.ac.jp/josei/information-disclosure/	＜課題と対応＞ 助成金の交付に当たっては、選定校の増加につれて、業務量も比例して増えていくことから、適正な人員配置等により、効率的・効果的に運営していくことに努める。	
（２）取組の実施状況の把握等 ＜主な定量的指標＞ ６－１　助成金の交付及びフォローアップの実施状況（公募・審査状況、選定件数等を参考に判断） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ６－１　基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付及びフォローアップを適切に行ったか、公募・審査の実施状況、選定件数、交付の審査状況等を参考に判断する。	（２）取組の実施状況の把握等 ＜主要な業務実績＞ **①　選定された大学等に対するフォローアップの実施** **【実施状況報告書による事業計画の取組状況の把握】** 選定された大学等（以下「選定校」という。）より５月末までに提出された実施状況報告書（支援１：124 件、支援２：89 件）について、選定委員会において確認した。 ○　一部の計画の遅れ等課題が見られる選定校に対しては、指摘事項を通知した。 ○　確認結果は、実施状況報告書取りまとめ結果として、選定委員会所見とともにウェブサイトで公表した。 ○　選定校から提出された実施状況報告書をウェブサイトに公表した。 ○　事業が意図する特定成長分野の人材の育成に向けて、課題のある選定校に対して指摘事項を通知するとともに、各大学の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップを行うことを目的として、選定委員会の委員長・副委員長によるオンライン面談を２校に対して実施し、対応状況を確認した。 **【実施状況報告書取りまとめ結果公表】** https://www.niad.ac.jp/josei/report/follow-up/	（２）取組の実施状況の把握等 ＜評定と根拠＞ 補助評定：A 「取組の実施状況の把握等」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、選定された大学等に対するフォローアップの実施や選定された大学等による情報・意見交換の場の提供については計画以上の進捗となった。 特に、選定された大学等に対するフォローアップの実施においては、当初予定していた実施状況報告書による各選定校における事業の進捗の確認に加え、指摘事項を通知した選定校については、選定委員会の委員長・副委員長によるオンライン面談を実施することで各大学の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップを行った。 また、これまでの実績や効果、事業の現状を踏まえた課題等について整理をし、引	（２）取組の実施状況の把握等 補助評定：A ＜補助評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。 ・フォローアップ要項に定められた従前の取組に加えて、指摘事項を通知した選定校に対するオンライン面談を実施し、各大学の置かれた状況を把握した上で、きめ細やかなフォローアップを行っており、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。 ・昨年度に引き続き、アンケートで満足度が高かった、選定大学によるポスターセッションを実施したことは、相互の連携等の促進に資すると認められる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

		【現地調査による事業計画の取組状況の把握】 ○　選定委員会において、現地調査対象校を決定した。 ○　令和７年 10 月～12 月にかけて、支援１及び支援２の選定校 10 校を対象とした現地調査を実施し、事業責任者等や学生との意見交換、教育現場の視察等を行い、事業計画の取組状況等を確認し、事業運用に必要な課題を把握するとともに、好事例を収集した。 **【成果検証報告書の公表】** ○　これまで令和５年度から令和７年度までに３回公募を行った実績や効果、事業の現状を踏まえた課題等について整理をし、引き続き事業を着実に進めるための国に対する要請等をまとめた成果検証報告書を作成し、ウェブサイトで公表した。 https://www.niad.ac.jp/josei/media-download/9784/0d4d9f345a1a0199/ **②　選定された大学等による情報・意見交換の場の提供** ○　支援１に選定された大学を対象とした意見交換や情報交換の機会を提供する「大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議」を令和８年２月 18 日に開催した。 　選定校相互の情報交換の機会を増やすため、また前回開催時の参加者アンケートにおいて満足度が高かったことから、昨年度に引き続き、令和５、６年度の支援１の選定校によるポスターセッションを実施した。 **【令和７年度大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議】** https://www.niad.ac.jp/josei/event/r7event/	き続き事業を着実に進めるための国に対する要請等をまとめた成果検証報告書を作成し、ウェブサイトで公表した。 　さらに、選定された大学等による情報・意見交換の場の提供については、昨年度に引き続きポスターセッションを実施することで選定校相互の情報交換の機会を増やすなど大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議を適切かつ効果的に実施した。 　以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「Ａ」とした。 ＜課題と対応＞ 　取組の実施状況の把握等に当たっては、選定校の増加につれて、業務量も比例して増えていくことから、適正な人員配置等により、効率的・効果的に運営していくことに努める。	－ ＜その他事項＞ －

４．その他参考情報
予算と決算の差額について、年度計画予算の事業費額は、既選定事業の助成金交付予定額及び新規選定予定事業の助成金交付見込み額により算出されているところ、本事業の特性上、特に学部再編等の取組を支援する「支援１」においては、計画の構想段階から支援するものでもあるため、事業費額が既選定事業における事業計画の見直し（学部等設置時期の変更）等により、支出予定額に対して下回ったことから、予算額に比して決算額が減少している。なお、本事業は基金事業のため、予算額と決算額の差額については翌事業年度以降の事業において活用されることとなる。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－１	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．経費等の合理化・効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（物件費）	削減割合	毎事業年度につき１％以上削減（効率化になじまない特殊要因を除く）	133,719 千円（前中期目標期間最終年度値）	132,382 千円 △1.0%	131,058 千円 △1.0%				
事業費（物件費）※自己収入分を除く	削減割合	毎事業年度につき１％以上削減（効率化になじまない特殊要因を除く）	549,889 千円（前中期目標期間最終年度値）	544,390 千円 △1.0%	538,946 千円 △1.0%				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評定　B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **経費等の合理化・効率化** ○　業務効率化等により、令和６年度予算と比較し、一般管理費（人件費及び退職手当を除く）については△1,324 千円（△１％）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△5,444 千円（△１％）の減を達成した。 ○　近年の顕著な賃金上昇に伴う支出の増大に対応すべく、人件費見直し検討ワーキンググループにおいて令和６年度に策定した、業務効率化後の現中期目標期間における人員配置見直し計画に沿って、定数の削減及びその前提となる業務見直しを行った。	＜評定と根拠＞ 評定：A 「経費等の合理化・効率化」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、特に、人件費見直し検討ワーキンググループにおいて令和６年度に策定した、業務効率化後の現中期目標期間における人員配置見直し計画に沿って、定数の削減及びその前提となる業務見直しを行い、計画以上の進捗となった。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。 ＜課題と対応＞	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 なお、自己評価ではA評定であることについては、計画どおりに経費の合理化・効率化を実行したことや、人件費見直し検討ワーキンググループにおける業務効率化にかかる検討を踏まえて、令和８年度当初の基本定数を前年度以上に削減するなど、経費の効率化に向けた取組を進めたことは評価できるものの、現時点ではそれらによって直ちに顕著な成果が認められるとまでは確認できないため、B評定とした。

			「毎事業年度について１％以上削減（効率化になじまない特殊要因を除く）」の数値目標の達成に向け、物価上昇等の情勢を勘案しつつ、業務を維持・継続できる範囲での経費削減に引き続き努める。	＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－２	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ２．調達等の合理化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
なし								

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	A
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **調達等の合理化** ○　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定した。 ○　公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化のため、令和７年度調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、令和７年度の計画及び令和６年度の自己評価結果をウェブサイトに公表した。 【令和７年度調達等合理化計画】 https://www.niad.ac.jp/disclosure/media-download/9251/6acece80cb0cfe9c/ 【令和６年度調達等合理化計画の進捗状況に関する自己評価結果】 https://www.niad.ac.jp/disclosure/media-download/9391/911cc3497e99fb74/	＜評定と根拠＞ 評定：A 「調達等の合理化」について、年度計画に沿って調達等合理化計画に基づき着実に実施することに加え、特に、仕様の見直し等により競争性を高めることで、契約金額の低減を実現するなど、計画以上の進捗となった。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。	＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。 ・「調達等の合理化」について、年度計画に沿って調達等合理化計画に基づき着実に実施することに加え、特に、仕様の見直し等により競争性を高めることで、たとえば、「基幹システム更新」について従来単年契約であったものを２年契約に改めたことで年1,000 万円程度の契約金額の低減を実現したことは評価でき、計画以上の進捗となった。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ 複数年契約の実施により、調達額の削減効果だけでなく、調達事務の効率化が図られるメリットもあることから、調達の公平性、透明性及び競争性に配慮したうえで、適用範囲拡大の検討を継続することを期待す

＜令和７年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較＞

			令和６年度		令和７年度	
			件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
契約状況	競争性のある契約		30	440, 652	31	330, 081
		競争入札等	29	425, 252	30	314, 681
		企画競争、公募	1	15, 400	1	15, 400
	競争性のない随意契約		7	33, 684	5	9, 659
	合計		37	474, 336	36	339, 740
一者応札・応募状況	２者以上		10	384, 750	16	224, 145
	１者以下		20	55, 902	15	105, 936
	合計		30	440, 652	31	330, 081

○　調達等合理化計画に基づき、競争性を高めるため仕様の見直し等を行った。これにより契約額の低減を実現した。

例）

・件名「基幹システム更新」
複数年契約を導入した。約 1,000 万円／年削減。

・件名「本館設備管理業務」
点検箇所、回数の効率化を図った。約 100 万円／年削減。

契約監視委員会

○　監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を２回開催し、令和７年度調達等合理化計画及び令和６年度調達等合理化計画の自己評価の点検を行うとともに、令和６年 10 月から令和７年９月までの契約のうち随意契約、一者応札・応募を中心に７件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

○　契約監視委員会の審議概要をウェブサイトで公表した。

る。

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－３	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ３．給与水準の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
給与・報酬等支給総額（千円）	－	－	1,314,416	1,363,606				
給与水準の対国家公務員指数（年齢勘案）	－	－	97.4	97.2				

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ・機構の給与水準に係る適正化の取組状況（検証の実施状況、規則等改正状況を参考に判断） ・機構の給与水準に係る検証結果や取組状況の公表状況 ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ 給与水準の適正化 ○　令和７年の人事院勧告（令和７年８月７日）を踏まえて、一般職の職員の給与に関する法律等が令和７年12月16日付けで改正されたことに伴い、同様に給与規則等の一部改正を令和８年１月及び３月に行った。 ○　令和６年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況については、令和７年６月に公表し、適切な対応が執られているとの評価を受けている。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「給与水準の適正化」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では、文部科学大臣から適切な対応が執られているとの評価を受けている。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 機構の給与水準について、引き続き適切に対応する。	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

4．その他参考情報

特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ	Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 Ⅴ　短期借入金の限度額 Ⅵ　剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金（千円）	―	0	0	0				
小平第２住宅年間平均入居率	50%以上	73.7%	89.5%	88.9%				

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評定　A
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項** **Ⅲ－１　予算の適切な管理と効果的な執行等** ○　各部署に対して予算ヒアリングを実施した上で予算編成を行い、機構長裁量経費の確保（17,000 千円）等、効果的・機動的に予算を配分した。また、機構長のリーダーシップの下、機構業務の更なる充実に資するため、機構長裁量経費より、調査研究に対し 1,801 千円、他法人の状況調査に対し 1,600 千円、機能的な業務運営のための組織改編に対し 13,599 千円追加配分した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 「財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項」、「予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」、「短期借入金の限度額」、「剰余金の使途」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、特に、現行の料金体系等について料金体系等見直し検討ワーキンググループにて検討し、現中期目標期間中の収支状況について、令和７年度中に改善を図ることとしたことは、計画以上の進捗となった。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き、予算の適切な管理と効果的な執行を取り組むとともに、小平第２住	＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。 ・「財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項」、「予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」、「短期借入金の限度額」、「剰余金の使途」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、料金体系等見直し検討ワーキンググループを設置し、認証評価手数料及び学位授与審査手数料を改定したことは、収支状況の改善に向けた取組として評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 認証評価手数料については令和８年度から、学位授与審査手数料は令和９年度より

事項	金額	内容
調査研究	1,000 千円	外国学歴・資格評価（Foreign Credential Evaluation（以下 FCE））の全国高等教育機関向け、「FCE 担当初任者ガイドブック」作成
調査研究	801 千円	高等教育資格承認情報センターの活動や国際事業に係る客員教員経費
管理運営	1,600 千円	他法人の状況調査経費
管理運営	13,599 千円	機能的な業務運営のための組織改編に関する経費

		○　業務別に予算の計画的な執行と管理状況を把握するため、四半期ごとにモニタリングを実施した。令和７年８月に第１四半期、10 月に第２四半期分を実施し、モニタリング結果を踏まえた事業単位の分析結果に基づき、12 月に効果的に予算の再配分（増額・減額）を行い、効率的に予算を執行した。また、令和８年２月に第３四半期分を実施し、再配分後の予算に対して過不足が発生しない見込みであることを確認するとともに、令和８年度当初予算配分に反映した。 ○　人事院勧告への対応に基づく人件費確保のため、当初予算にて留保していた 50,000 千円より予算を措置することにより、流動的かつ効果的な予算執行を行った。 ○　財務内容の改善に向けて、現行の料金体系等について料金体系等見直し検討ワーキンググループにて自己収入の増加について検討を行い、人件費については、人件費見直し検討ワーキンググループによる人員配置見直し計画、物件費については、継続的な効率化を基に各事業の手数料見直しによる収入の増加の方策を取りまとめ、現中期目標期間中の収支状況の改善を図ることとした。 **Ⅲ－２　資産の有効活用** ○　令和７年４月～令和８年３月の小平第２住宅の入居率は88.9%となっている。 **Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画** １．予算（下欄のとおり） ２．収支計画（下欄のとおり） ３．資金計画（下欄のとおり） **Ⅴ　短期借入金の限度額** ○　短期借入金を必要とする事態は生じていない。 **Ⅵ　剰余金の使途** ○　令和６年度決算において利益は発生していない。	宅の入居率に注視し、必要に応じて措置を検討する。	改定されるとのことから、次年度以降の定量的な成果が現れることを期待する。 ＜その他事項＞ －

４．その他参考情報
特になし

収 入

○令和７年度収入状況　（単位：千円）

収入	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	1,809,960	1,809,960	0
大学等認証評価手数料	126,940	127,600	660
学位授与審査手数料	124,013	122,793	△ 1,220
大学等成長分野転換支援基金補助金	0	20,000,000	20,000,000
長期借入金等	34,800,000	31,135,512	△3,664,488
長期貸付金等回収金	63,347,036	63,137,346	△209,690
長期貸付金等受取利息	4,536,585	4,089,268	△447,317
財産処分収入	100,000	100,000	0
財産賃貸収入	60,398	59,092	△1,307
財産処分収入納付金	276,190	26,693	△249,497
大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収入	0	80,016	80,016
補助金等収入	0	16,066	16,066
受託研究収入	0	8,580	8,580
寄附金等収入	0	1,000	1,000
その他	1,335,488	1,391,440	55,952
計	106,516,609	122,105,365	15,588,756

支 出

○令和７年度支出状況　（単位：千円）

支出	予算額	決算額	差引 増減額
業務等経費	1,352,754	1,269,709	△83,045
うち、人件費 （退職手当を除く）	911,289	888,589	△22,700
うち、物件費	386,277	360,073	△26,204
うち、退職手当	55,188	21,047	△34,141
大学等評価経費	209,967	198,637	△11,330
学位授与審査経費	296,552	316,715	20,163
大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金支出	0	80,016	80,016
補助金支出	0	28,976	28,976
受託研究支出	0	8,633	8,633
寄附金支出	0	2,856	2,856
一般管理費	490,143	475,341	△14,802
うち、人件費 （退職手当を除く）	359,085	332,657	△26,428
うち、物件費	131,058	125,774	△5,284
うち、退職手当	0	16,910	16,910
施設費貸付事業費	30,900,000	27,259,833	△3,640,167
施設費交付事業費	1,250,000	1,145,610	△104,390
長期借入金等償還	67,539,235	67,329,545	△209,690
長期借入金等支払利息	4,447,238	4,042,842	△404,396
公租公課等	21,662	20,599	△1,063
債券発行諸費	458	458	0
債券利息	47,393	47,393	0
助成業務等事業費	50,681,609	40,698,076	△9,983,533
計	157,237,011	142,925,239	△14,311,772

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

○令和７年度収支計画

（単位：千円）

区分	予算額	決算額	差引 増減額
費用の部	59,132,908	48,500,841	△10,632,067
経常費用	59,132,908	48,500,841	△10,632,067
業務等経費	52,151,174	41,808,382	△10,342,792
大学等評価経費	209,967	427,577	217,610
学位授与審査経費	296,552	300,895	4,343
大学ﾎﾞｰﾄﾚｰﾄ運営負担金経費	0	80,016	80,016
施設費交付事業費	1,250,000	1,145,610	△104,390
支払利息	4,524,892	4,128,920	△395,972
処分用資産売却原価	21,802	20,348	△1,454
その他の業務経費	21,662	0	△21,662
一般管理費	539,705	469,885	△69,820
減価償却費	116,697	118,746	2,049
財務費用	458	462	4
収益の部	58,319,502	47,614,078	△10,705,424
経常収益	58,319,502	47,614,078	△10,705,424
運営費交付金収益	1,792,156	1,607,681	△184,475
大学等認証評価手数料	126,940	127,600	660
学位授与審査手数料	124,013	122,793	△1,220
大学ﾎﾞｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収益	0	80,016	80,016
財産貸付料収入	0	14,801	14,801
受託研究収入	0	36,127	36,127
補助金等収益	50,294,477	39,782,056	△10,512,421
寄附金収益	0	2,856	2,856
処分用資産賃貸収入	60,398	59,092	△1,306
処分用資産売却収入	100,000	100,000	0
施設費交付金収益	276,190	26,693	△249,497
受取利息	4,565,129	4,128,604	△436,525
財務収益	667,176	1,055,510	388,334
賞与引当金見返に係る収益	112,755	103,000	△9,755
退職給付引当金見返に係る収益	77,426	65,894	△11,532
資産見返寄附金戻入	423	216	△207
資産見返運営費交付金戻入	109,882	109,181	△701
資産見返補助金戻入	217	380	163
雑収入	12,321	191,580	179,259
純利益又は純損失（△）	△813,406	△886,763	△73,357
前中期目標期間繰越積立金取崩額	170	215	45
大学改革支援・学位授与機構法第１８条積立金取崩額	813,236	929,294	116,058
総利益	0	42,747	42,747

資金計画

○令和７年度資金計画

（単位：千円）

区分	予算額	決算額	差引 増減額
資金支出	388,067,880	408,332,131	20,264,251
業務活動による支出	54,935,453	68,667,526	13,732,073
投資活動による支出	19,362	54,070,210	54,050,848
財務活動による支出	67,545,697	67,336,008	△209,689
次年度への繰越金	265,567,367	218,258,387	△47,308,980
資金収入	396,567,880	408,332,131	11,764,251
業務活動による収入	71,734,414	91,346,251	19,611,837
運営費交付金による収入	1,809,960	1,809,960	0
承継債務負担金債権の回収による収入	8,111,706	8,111,706	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	122,539	122,539	0
施設費貸付金の回収による収入	55,235,330	55,025,640	△209,690
施設費貸付金に係る利息の受取額	4,414,046	3,966,729	△447,317
処分用資産の売却による収入	100,000	100,000	0
処分用資産の貸付による収入	60,398	59,092	△1,306
施設費交付金の納付による収入	276,190	26,693	△249,497
利息及び配当金の受取額	1,340,971	1,341,079	108
その他の収入	263,274	20,782,813	20,519,539
投資活動による収入	241,500,000	241,500,000	0
財務活動による収入	34,800,000	31,135,512	△3,664,488
前年度からの繰越金	48,533,466	44,350,368	△4,183,098

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある

○　目的積立金の状況

（百万円、%）

	令和６年度末 （初年度）	令和７年度末	令和８年度末	令和９年度末	令和10年度末 （最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	0	0			
目的積立金	0	0			
積立金	0	51			
うち経営努力認定相当額					
機構法第18条積立金	22,162	21,316			
運営費交付金債務	46	92			
当期の運営費交付金交付額(a)	1,771	1,810			
うち年度末残高(b)	46	92			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	2.6%	5.1%			

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－１	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １．内部統制		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６ 年度	令和７ 年度	令和８ 年度	令和９ 年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
企画調整会議	－	11 回	12 回	11 回				
内部統制委員会	－	２回	２回	２回				

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ・機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知に係る取組状況（会議の開催実績等を参考に判断） ・内部統制の機能状況の検証及び改善に係る取組状況（会議の開催実績等を参考に判断） ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **（１）法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底** ○　機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案と、その実施に必要な連絡調整を目的として、機構長を議長とする企画調整会議を原則月１回開催した。機構にとって重要な情報を把握するとともに、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知を徹底した。 ○　機構の業務運営等に関する重要事項かつ管理担当の理事が必要と認める事項について協議するとともに、各部課室間の連絡を緊密にし、業務の円滑な運営を図ることを目的として、企画連絡会議を原則月１回開催した。企画調整会議の議題や、機構全体に係る当面の課題等の情報共有及び意見交換等を実施した。 ○　機構長の諮問に応じ機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て評議員会を組織し、各事業の業務運営等について意見を聴取している。開催状況は以下のとおり。 第61回　令和７年６月24日（オンライン併用） ・令和６年度業務実績報告書等について ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員退職手当規則の改正について ・令和６年度財務諸表等について ・認証評価手数料の見直しについて	＜評定と根拠＞ 評定：B 「内部統制」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、企画調整会議等により、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について、役職員への周知徹底を図った。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き、各種会議を定期的に開催すること等により、法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底やリスクの把握と対応に努める。	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

		・令和６年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書について
第62回	令和７年11月21日 ～11月27日 （書面審議）	・令和７年度年度計画予算等の変更について ・令和７年人事院勧告への対応について
第63回	令和８年１月23日 ～１月28日 （書面審議）	・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針の改正に伴う同法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針の改正について
第64回	令和８年３月24日 （オンライン併用）	・令和８事業年度計画（案）について ・令和８年度機構内当初予算について ・学位審査手数料の改定について

○　機構長の諮問に応じ機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織し、各事業の運営実施状況等について意見を聴取している。開催状況は以下のとおり。

	開催日	主な審議事項
第71回	令和７年５月29日 ～６月４日 （書面審議）	・国立大学教育研究評価委員会委員の選考について
第72回	令和７年９月24日 （オンライン）	・名誉教授の称号の授与について ・教員の選考等について ・各種委員会委員等の選考について
第73回	令和８年３月16日 （オンライン）	・教員の選考等について ・各種委員会委員等の選考について ・令和８年度調査研究計画（案）について

（２）－①　監査

○　監事監査や内部監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証を実施した。また、監事監査結果及び会計監査人の監査報告書については、ウェブサイトに公表した。

【監事監査報告及び会計監査人監査報告】
https://www.niad.ac.jp/disclosure/hyouka_kansa.html

○　各監査及び監事、監査室、会計監査法人の連携状況は以下のとおりとなっている。

（２）－①－ア　監事監査

○　年度当初に監査計画を作成し、監査室や会計監査人と連携しながら業務監査及び会計監査を実施した。

○　業務監査としては、法令遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算等の執行状況、内部統制の機能状況等を監査した。監査方法は、機構長へ直接ヒアリングを行うとともに、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等へ出席し、運営における重要事項や業務の進捗状況等について確認した。また、必要に応じて役職員に説明を求めた。

○　会計監査としては、財務諸表等の検証、契約状況等の監査を実施した。特に、契約状況の監査は、契約監視委員会に出席し、関係書類の点検を行うとともに、必要に応じて職員に説明を求めた。

○　重点監査としては、大学ポートレート事業について監査を実施した。

（２）－①－イ　内部監査

○　年度当初に監査計画を作成し、監査室長及び専属の常勤職員２人からなる監査室が、日常監査、定期監査の他、情報セキュリティ監査を実施した。

○　日常監査では、全ての会計伝票、契約書等を都度確認した。

○　定期監査では、会計処理状況、公的研究費（科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業（CREST））・寄附金、資産の実査状況、施設費貸付・交付業務、保有個人情報、法人文書、情報セキュリティ対策等について監査を実施した。

○　情報セキュリティ監査では、情報セキュリティ対策の状況等について監査を実施した。

○　監査の結果、法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

（２）－①－ウ　会計監査人監査

○　財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査を受けた。

（２）－①－エ　監事、監査室、会計監査人の連携

○　監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を３回開催し、各々の監査計画、監査方法、監査結果、課題等について意見交換を行い、緊密に連携しながら、監査の充実を図った。また、審議概要をウェブサイトに公表した。

（２）－②　自己点検・評価

○　監事２人を含む自己点検・評価委員会を３回開催した。詳細は以下のとおり。

	開催時期	主な審議内容
第１回	令和７年５月 29 日	・令和６年度における業務実績の点検・評価を実施。
第２回	令和７年 11 月４日 ～６日 （書面審議）	・令和７年９月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施。 ・令和７年度計画予算等の変更を協議。
第３回	令和８年２月 13 日	・令和７年 12 月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施。 ・令和８年度計画案を作成。

○　自己点検・評価委員会（第１回）の内容を踏まえ『令和６年度業務実績報告書』を取りまとめ、企画調整会議、評議員会の議を経て確定した。令和７年６月末に文部科学大臣に提出し、ウェブサイトで公表した。

○　令和７年８月に通知された文部科学大臣による業務の実績の評価における評定は以下のとおりとなっている。

【令和６年度】

・　全体の評定：Ｂ

・　「大学・高専成長分野転換支援」の項目の評定はA。「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価」、「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」及び「取組の実施状況の把握等」の項目の補助評定はA。その他の項目の評定及び補助評定はB。
https://www.niad.ac.jp/storage/012/202509/no10_hyoukakekka_r6.pdf

○　自己点検・評価委員会（第３回）にて作成した令和８年度計画案について、企画調整会議及び評議員会の議を経て確定した。令和８年３月末に文部科学大臣に届け出た。

（２）－③　リスクの把握と対応

○　機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）を共有するため、機構長を委員長とする内部統制委員会を組織し、各業務におけるリスクの把握とリスクへの対応状況の確認を実施している。開催状況は以下のとおり。

	開催日	主な審議事項
第１回	令和７年７月 15 日	内部統制に係る取組について
第２回	令和８年３月３日	各業務におけるリスクへの対応状況について

○　特に文書事務について、以下の取組等により内部統制の強化を図った。

・　各業務におけるリスクの把握とリスクへの対応状況の確認のため作成しているリスク対応チェックリストにおいて、通常業務に係る手続等の遺漏への対応として、文書事務について事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施した。

・　業務実績報告書の作成に当たっては、作成の各段階における留意点をチェックリストとしてあらかじめ可視化した。当該チェックリストを用いて、原案作成部署や取りまとめ部署等が自部署の担当すべき留意点の対応状況等を逐次確認することで、遺漏なく必要な対応が取られる環境を整備した。

○　メールの誤送信等の軽微なセキュリティインシデントについて、送信先への削除依頼、対象者への連絡、関係機関等への報告等の対応を迅速に行った。

○　内部統制の機能状況のモニタリングとして、令和８年１月にリスクへの対応状況の調査を実施した。調査結果については、内部統制委員会（令和７年度第２回）において監事を含む役職員で共有し、必要な対応がなされていることを確認した。

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－２	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２．情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
なし								

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評定　B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ・情報セキュリティポリシー見直し状況（対策基準等の改訂を参考に判断） ・監査等対応状況（対応実施内容を参考に判断） ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **情報システムの整備及び管理** ○　情報システムの整備及び管理を適切に行って情報システムの陳腐化を防ぐとともに、基幹システムの仕様の見直しによりコスト削減を実現した。 ・　Windows10 のサポート終了にともない、機構内における全ての対象機器 367 台の Windows11 アップデートについて、業務影響を極力抑えた形で期限内に完了した。 ・　クラウド化した基幹システムの維持更新調達において、ライセンス数の見直しや複数年度調達への変更によるコスト削減を実現した。 ○　サイバーセキュリティ対策のための統一基準等に基づき、最高情報セキュリティ責任者（CISO）、情報セキュリティ委員会及び情報セキュリティ対策に係る組織・体制を構築している。また、以下の対策を実施した。 ・　対策基準に沿ってセキュリティ対応計画を立案し、情報セキュリティ委員会の承認を得た。 ・　各種実施手順書の改訂・制定を行った。（外部サービス利用可否の判断基準及びセキュリティ要件に係る手順、生成ＡＩ業務利用ガイドライン） ・　標的型攻撃メール対応訓練を２回実施した。 ・　情報セキュリティの意識向上を目的とした研修を実施した。 ・　情報セキュリティの自己点検を実施した。（セルフチェック、情報資産管理状況調査等） ・　外部のセキュリティ機関による監査や機構内部監査の結果によるリスク評価と統一基準の改訂等の対応をあわせて、情報セキュリティポリシー「対策基準」改訂を実施するとともに、より安全なパスワードを設定するよう注意喚起を行うなど、情報セキュリティ体制の強化に係る機構内周知を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「情報システムの整備及び管理」について、年度計画に沿って着実に実施した。 情報システムの整備及び管理を適切に行って情報システムの陳腐化を防ぐとともに、基幹システムの仕様の見直しによりコスト削減を実現した。 また、サイバーセキュリティ対策のための統一基準等に基づき、機構のセキュリティ体制等を構築しているほか、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ研修の内容を前年から変更して形骸化を防ぎ、生成 AI 業務利用ガイドラインの整備を行い、対策基準の改訂をもって情報セキュリティポリシーを見直した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 効率的な情報システムの運用・改善、情報セキュリティの維持・強化を目的として、必要となる対応や施策等の実施につい	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

			て継続して検討、推進する。	

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－３	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ３．施設・設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価･行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
なし								

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評定　B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **施設・整備に関する計画** ○　インフラ長寿命化計画について、評価・分析を行い施設・設備の優先順位を設定し、予算の状況を踏まえて以下のとおり改修等を実施した。 施設名：小平本館 案件名：雑排水ポンプ更新、防犯カメラ更新、防火ダンパー交換	＜評定と根拠＞ 評定：B 「施設・設備に関する計画」について、年度計画に沿って着実に実施した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ インフラ長寿命化計画に基づき、引き続き効果的・効率的な改修等を実施する。	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

4．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－４	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ４．人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001581

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	研修等受講者数（※）	－	－	3,277 人	1,274 人				

（※）研修等受講者数は、実人数と延べ人数の合計を表記。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ・研修等受講状況 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **1　柔軟な組織体制の構築** ○　令和７年度は国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価の準備やその他各事業の業務量に対応するため、適正な人員配置を行った。 ○　業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者及び独自採用試験合格者から、４月に８人、10月に１人、合計９人の事務職員を新規採用した。 **2　職員のモチベーションや能力の向上に資する取組** ○　人事評価について、国家公務員の人事評価制度も考慮しつつ、職員は能力評価及び業績評価を、また、教員は業績評価を実施し、当該評価結果や予算を勘案した上で、優秀者等の給与等処遇の参考とした。 ○　働き方に関しては、一般事業主行動計画において、所定外労働時間について年間200時間程度、年次有給休暇取得率について70％（年間14日）以上を目標としているところ、令和７年度の所定外労働時間は年間168.7時間（年間１人当たり）、年次有給休暇取得率は78.7％（15.7日）と目標数値を達成した。 ○　幅広い人材の確保を目的とし、課長級以上を除く全ての役職段階の職について計14機関（17人）と人事交流を実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「人事に関する計画」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、職員のモチベーションや能力の向上に資する取組については、働き方に関し、一般事業主行動計画における所定外労働時間及び年次有給休暇取得率の目標数値を達成した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 柔軟な組織体制の構築に向けて、引き続き人事交流や新規採用等により、適正な人員配置を行うこととする。 また、引き続き専門的な研修等により、職員のモチベーションや能力の向上を図る。	＜評定に至った理由＞ 法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	

○　研修等について、以下のとおり実施した。（人数は受講者数）

パソコン研修	延べ 32 人
ハラスメント研修	152 人
ハラスメント相談員研修	54 人
コンプライアンス研修	191 人
メンタルヘルス研修	184 人
英語研修	21 人
公文書管理研修	186 人
個人情報保護研修	190 人
情報セキュリティ研修	204 人
放送大学の活用、情報システム、会計及び人事等に関する研修等	20 件、延べ 57 人
文部科学省関係機関職員行政実務研修	1 人
事務系職員の研修等助成	2 人
合　計	1,274 人

※メンタルヘルス研修受講者の集計方法が、延べ人数から実人数へ変更となっている。

４．その他参考情報
特になし

項目別調書No.	中期目標	中期計画	年度計画
Ⅰ－１　大学等の評価	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　大学等の評価 我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 特に、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 また、評価の実施に当たっては、大学等の負担の軽減にも配慮した効果的な実施に取り組むとともに、大学等が評価の意義を実感できるよう配慮しつつ、大学等の特色や優れた取組などについて受け手である社会や大学等にわかりやすく伝えることを意識した情報発信等に取り組む。 なお、法科大学院に係る認証評価については、手数料収入で賄えていない現状を踏まえ、認証評価手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削減など、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　大学等の評価 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 なお、法科大学院に係る認証評価については、手数料収入で賄えていない現状を踏まえ、認証評価手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削減など、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　大学等の評価 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ア　機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ　機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ　調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 さらに、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和７年２月 21 日中央教育審議会）において、認証評価制度の見直しが提言されたことを踏まえ、評価制度の見直しを見据えた評価の在り方について検討する。 オ　法科大学院に係る認証評価について、本中期目標期間中における運営費交付金支出総額の削減方策を検討する。 また、法科大学院認証評価の５巡目（令和８年度～令和 12 年度）の評価基準の改定について、運営費交付金支出総額の削減も考慮しつつ、効率的な評価の実施に向けた見直しを行い、意見募集（パブリックコメント）を実施し、文部科学省に届出を行い、公表する。

	（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第４期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。 評価に当たっては、第４期中期目標期間における中期目標の大綱化や同委員会が定めた評価方法等の方針に適切に対応しつつ、法人の負担軽減を考慮した効果的かつ効率的な方法で実施する。	（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第４期中期目標期間における教育研究の状況について、令和８年度に４年目終了時評価を、令和10年度に６年目終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。 評価に当たっては、第４期中期目標期間における中期目標の大綱化や同委員会が定めた評価方法等の方針に適切に対応しつつ、法人の負担軽減を考慮した効果的かつ効率的な方法で実施する。 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第４期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第５期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。	（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 ア　第４期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、令和８年度に実施する４年目終了時評価に向けて、必要な評価者を確保した上で評価実施体制を編制する。 イ　４年目終了時評価に向けて開発した教育研究評価データの収集・分析等を行うシステムについて、法人に対して説明会を実施するとともに、運用を開始する。 ウ　法人及び評価者に対して研修を実施する。また、評価者向けに評価に当たっての共通方針を作成するとともに、評価実施に必要な各種システムの整備を行う。 エ　４年目終了時評価を実施後、速やかに検証作業に入るため、法人及び評価者向けの検証アンケートの作成を行う。
Ⅰ－２　国立大学法人等の施設整備支援	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ２　国立大学法人等の施設整備支援 我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。 なお、本事業の運営に必要な経費については、業務の合理化・効率化を通じた見直しを行い、運営費交付金の削減を図る。 （１）施設費貸付事業 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。 事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い 審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ２　国立大学法人等の施設整備支援 （１）施設費貸付事業 ①　施設費の貸付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 ②　資金の調達及び債務の償還 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により効率的な資金の調達を行う。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ２　国立大学法人等の施設整備支援 （１）施設費貸付事業 ①　施設費の貸付 ア　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。 イ　貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ②　資金の調達及び債務の償還 ア　貸付事業に必要となる財源として、長期借入れにより資金の調達を行う。 その際、国立大学法人の財務及び経営の改善

	（２）施設費交付事業 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。	また、貸付先訪問調査等の実施を通じて、貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。 （２）施設費交付事業 ①　施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ②　交付対象事業の適正な実施の確保等 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。 あわせて、文部科学省に協力して、各国立大学法人等に対し、施設費交付事業の財源となる不要財産処分の重要性が周知されるよう取り組む。 （３）国から承継した財産等の処理 ①　承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。 ②　旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。	に資するよう、効率的な資金の調達に努める。 イ　債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債務等の償還を確実に行う。 また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間６箇所以上の貸付先調査を実施する。 （２）施設費交付事業 ①　施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ②　交付対象事業の適正な実施の確保等 ア　交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 13 箇所以上の交付先調査を実施する。 イ　文部科学省に協力して、各国立大学法人等に対し、施設費交付事業の財源となる不要財産処分の重要性が周知されるよう取り組む。 （３）国から承継した財産等の処理 ①　承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する 35 国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払を確実に行う。 ②　旧特定学校財産の管理処分 ア　国から承継した旧特定学校財産（東京大学生産技術研究所跡地）について、施設費交付事業の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。また、未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付けを継続する。 イ　処分後の財産（広島大学本部地区跡地）の利用状況について、適切に把握する。
Ⅰ－３　学位授与	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３　学位授与 高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準に	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ３　学位授与	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ３　学位授与

	あると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。 　なお、本事業については、手数料収入で賄えていない現状を踏まえ、学位授与審査手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削減など、本中期目標期間中に本事業に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 （1）単位積み上げ型による学士の学位授与 　短期大学・高等専門学校の卒業者等でさらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。	（1）単位積み上げ型による学士の学位授与 ①　学士の学位授与 　短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。 　なお、本事業については、手数料収入で賄えていない現状を踏まえ、学位授与審査手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削減など、本中期目標期間中に本事業に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 ②　専攻科の認定 　学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。 　機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	（1）単位積み上げ型による学士の学位授与 ①　学士の学位授与 　単位積み上げ型による学士の学位授与については、４月期と 10 月期の年２回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。 　また、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。 　さらに、本中期目標期間中における運営費交付金支出総額の削減方策を検討する。 ②　専攻科の認定 　学校教育法第 104 条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。 　また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 　機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。 　また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。
	（2）省庁大学校修了者に対する学位授与 　各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。	（2）省庁大学校修了者に対する学位授与 ①　学士、修士又は博士の学位授与 　機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。	（2）省庁大学校修了者に対する学位授与 ①　学士、修士又は博士の学位授与 　認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後１月以内に、学士としての水準を有していると認めら

			れる者に学位を授与する。 　修士及び博士は、単位修得状況や論文の審査及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後６月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。 　さらに、本中期目標期間中における運営費交付金支出総額の削減方策を検討する。
		②　課程の認定 　省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。 　機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	②　課程の認定 　学校教育法第 104 条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。 　また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。
	（３）学位授与事業の普及啓発 　機構による学位の授与に関する情報については、受け手である社会や高等教育学習者等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した上で積極的に発信し、ターゲットごとの有効な情報発信等による戦略的な広報活動などを通じ社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。	（３）学位授与事業の普及啓発 　機構による学位授与の制度等に対する社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るため、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、ターゲットごとに有効な情報発信の方法を検討・実施し、戦略的な広報活動に努める。 　また、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請案内等の充実及び利便性の向上に努める。	（３）学位授与事業の普及啓発 　生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、ターゲットごとに有効な情報発信の方法を検討し、戦略的な広報活動に努める。 　また、学位授与に関する申請案内等の充実及び利便性の向上に努める。
Ⅰ－４　質保証連携	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ４　質保証連携 　我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。 （１）大学等連携・活動支援 　大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公表・活用等を支援する。 ①　大学等との連携 　大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ４　質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ①　大学等との連携 　大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やＩＲ（インスティテューショナ	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ４　質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ①　大学等との連携 　ア　大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活

	質保証に関わる人材の能力向上を支援する。	ル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。 また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。	動やＩＲ（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。 イ　大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。 ウ　高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。
	②　国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 財務マネジメント機能の向上等の国立大学法人の運営基盤の強化促進を支援するため、国立大学法人と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、広くその成果の提供を行う。	②　国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 国立大学法人の協力を得て、大学運営に関する情報の分析、財務経営に関する取組事例の収集、病院経営分析に資する指標の提示や研修の実施等に取り組む。また、これらの成果を広く国立大学法人等に提供する。	②　国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 国立大学法人の協力を得て、財務諸表等の集計と分析、財務経営に関する取組事例の収集と情報共有、病院経営分析に資する指標やツールの提供、病院における経営担当職員の養成の支援等に取り組む。また、これらの成果を広く国立大学法人等に提供する。
	③　大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。 大学が自ら行う情報発信の充実を促進し、機構が担うべき情報発信の在り方について整理を行い、本事業に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定した上で、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 なお、受け手である社会や大学、学生等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した効果的な情報発信を行うため、機構が業務を通じて入手・保有する様々な情報の提供について、有機的に連携させるとともに、運用に当たっては、利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。	③　大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 また、検証結果を踏まえて、利用者をより意識した効果的な情報発信及び利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。 大学が自ら行う情報発信の充実を促進し、機構が担うべき情報発信の在り方について整理を行い、本事業に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定した上で、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。	③　大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 また、検証結果を踏まえて、利用者をより意識した効果的な情報発信及び利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。 本事業について、令和６年度に策定した本中期目標期間における運営費交付金支出総額の削減目標を踏まえた運用を行う。
	④　評価機関との連携 我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。	④　評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。	④　評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。
	（２）国際連携・活動支援 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づき、我が国における国内情報センター（ＮＩＣ）としての役割を果たす。	（２）国際連携・活動支援	（２）国際連携・活動支援
	①　国際的な質保証活動への参画 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に関する相互理解の更なる促進を図る。	①　国際的な質保証活動への参画 諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と高等教育の質保証に関する連携活動に取り組み、国内外の質保証の制度・動向に関する情報の交換及び知見の共有を図る。	①　国際的な質保証活動への参画 覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等との連携活動を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・知見の共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務の成果発信に取り

	②　学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 　我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。	②　学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 　我が国における国内情報センター（ＮＩＣ）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供並びに諸外国のＮＩＣ等との連携活動を行う。	組む。 ②　学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 　高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づく我が国における国内情報センター（ＮＩＣ）である高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）の活動を推進し、国内及び規約締約国をはじめとする各国の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供並びに諸外国のＮＩＣ等との連携活動を行う。
Ｉ－５　調査研究	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ５　調査研究 　我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 　我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 　我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。	Ｉ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ５　調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ①　大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 　大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤の強化促進支援の基礎となる調査研究を行う。 ②　大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 　過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施結果を分析・検証し、効果的で効率的な評価の在り方を検討するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システム等の在り方について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 　調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ①　学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 　学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して基礎となる研究を行うとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について調査研究を行う。 ②　機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究	Ｉ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ５　調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ①　大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 　大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤の強化促進支援の基礎となる調査研究を行う。 ②　大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 　過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施結果を分析・検証し、効果的で効率的な評価の在り方を検討するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システム等の在り方について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 　調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ①　学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 　学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して基礎となる研究を行うとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について調査研究を行う。 ②　機構の実施する学位授与の機能に関する調査研

	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与において、機構が有する情報を有機的に連携させ、我が国の大学等の改革の支援や学位の授与に対する社会の要請に応えるため、情報処理の観点からその情報基盤と情報分析に関する調査研究を行う。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。	高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 （３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ①　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報基盤の在り方や構築方法について調査研究を行う。 ②　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報分析の方法や活用方策について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業などの事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。	究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 （３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ①　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報基盤の在り方や構築方法について調査研究を行う。 ②　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報分析の方法や活用方策について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業などの事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。
Ⅰ－６　大学・高専成長分野転換支援	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ６　大学・高専成長分野転換支援 基本指針及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和５年４月 13 日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付及びフォローアップとしてその取組の実施状況の把握等を行う。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ６　大学・高専成長分野転換支援 （１）助成金の交付 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和５年２月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ６　大学・高専成長分野転換支援 （１）助成金の交付 ①　助成事業の選定・公募 ア　令和７年度大学・高専機能強化支援事業の選定 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法

		業務の実施に関する方針」（令和５年４月 13 日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者に助成金を交付する。 （２）取組の実施状況の把握等 交付対象となった大学及び高等専門学校における学部再編等に係る検討状況、取組の実施状況等をフォローアップに関する規定等に基づき把握するとともに、その内容を基に、各大学等における取組の効果を測定し、その結果を公表する。また、定期的に会議（機能強化会議）を開催するなどの方法により、交付対象となった大学等の相互の連携等の促進を図る。	第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和５年２月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和５年４月 13 日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、令和７年度大学・高専機能強化支援事業へ申請のあった事業計画を遅滞なく審査の上、選定し、その結果をウェブサイトに公表する。 イ　令和８年度大学・高専機能強化支援事業の公募 基本指針及び実施方針に基づき、令和８年度大学・高専機能強化支援事業の公募を行う。 ②　助成金の交付 選定された助成事業者に対して、助成金の交付決定を行った上で、実績報告書に基づいて助成金を交付する。また、助成事業者の希望に応じて、必要があると認められる場合は、助成金の全部又は一部を概算払により交付する。 （２）取組の実施状況の把握等 ①　選定された大学等に対するフォローアップの実施・効果の測定 大学・高専機能強化支援事業フォローアップ要項に基づき、大学等の事業計画の取組の実施状況及び各種指標の実績等の確認・把握等を行う。 また、各大学等における取組の効果測定について、その在り方及び方法等について検討を開始する。 ②　選定された大学等による情報・意見交換の場の提供 大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議を開催するなど、選定された大学等の相互の連携等の促進を図るための取組を行う。
Ⅱ－１　経費等の合理化・効率化	Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項 １　経費等の合理化・効率化 引き続き業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組むとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用等により、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、利活用状況等の分析を行い、自己評価を厳格に行った上で、その在り方を検討するとともに、経費削減の一層の推進を図る。 また、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　経費等の合理化・効率化 引き続き業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組むとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用等により、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、利活用状況等の分析を行い、自己評価を厳格に行った上で、その在り方を検討するとともに、経費削減の一層の推進を図る。 また、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につ	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　経費等の合理化・効率化 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、令和６年度予算に比較して１％以上を削減する。（人件費及び退職手当を除く。） また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 併せて、利活用状況等の分析を行い、自己評価を行った上で、その在り方を検討する。

	１％以上の業務の効率化を図る。 　なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	き１％以上の業務の効率化を図る。 　なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	
Ⅱ－２　調達等の合理化	Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項 ２　調達等の合理化 　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ２　調達等の合理化 　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 　また、契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ２　調達等の合理化 　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 　契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。
Ⅱ－３　給与水準の適正化	Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項 ３　給与水準の適正化 　給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ３　給与水準の適正化 　給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ３　給与水準の適正化 　給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。
Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 Ⅴ　短期借入金の限度額 Ⅵ　剰余金の使途	Ⅴ　財務内容の改善に関する事項 １　予算の適切な管理と効果的な執行等 　自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 　なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、現行の料金体系を検証し、新たに収入を確保する仕組みを検討し、一定の結論を得る。 ２　資産の有効活用 　保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。	Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 １　予算の適切な管理と効果的な執行等 　自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 　なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 　また、現行の料金体系を検証し、新たに収入を確保する仕組みを検討し、一定の結論を得る。 ２　資産の有効活用 　小平第２住宅については、入居率が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 １　予算　　別紙１のとおり	Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 １　予算の適切な管理と効果的な執行等 　運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。 　また、現行の料金体系について、検討委員会等にて、その妥当性について引き続き検討する。 ２　資産の有効活用 　小平第２住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 １　予算　　別紙１のとおり

		２　収支計画　　別紙２のとおり ３　資金計画　　別紙３のとおり Ⅴ　短期借入金の限度額 １　短期借入金の限度額　　75 億円 ２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 Ⅵ　剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	２　収支計画　　別紙２のとおり ３　資金計画　　別紙３のとおり Ⅴ　短期借入金の限度額 １　短期借入金の限度額　　75 億円 ２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 Ⅵ　剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。
Ⅶ－１　内部統制	Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項 １　内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。 また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １　内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １　内部統制 （１）法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底 役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。 （２）内部統制の機能状況の検証 ①　監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。 ②　令和６年度の業務の実績の自己点検・評価を行う。 また、令和７年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。 ③　機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。
Ⅶ－２　情報システムの整備及び管理	Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項 ２　情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO 及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進する等業務の効率化を推進する。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバ	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２　情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO 及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進する等業務の効率化を推進する。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サ	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２　情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、ＰＭＯ及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）等を推進する等の取組を行う。

	ーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。	イバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関等が実施する監査結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。
Ⅶ－３　施設・設備に関する計画		Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ３　施設・設備に関する計画 中長期的な施設・設備の維持管理において、トータルコストの縮減や良好な状態を維持するため、令和３年３月に策定した「インフラ長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に改修等を実施する。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ３　施設・設備に関する計画 「インフラ長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に改修等を実施する。また、フォローアップを実施し、継続的に評価・分析を行うことにより優先順位を設定するなど、必要な対策を効率的・効果的に実施する。
Ⅶ－４　人事に関する計画	Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項 ３　人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また、適正な人事評価、働き方の改革、大学等との人事交流及び研修等により職員のモチベーションや職員の能力向上に努める。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ４　人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。 ５　中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 ６　積立金の使途 前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ４　人事に関する計画 ①　大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。 ②　適正な人事評価の実施、働き方の改革に資する取り組みの推進、大学等との人事交流及び専門的な研修等により職員のモチベーションや能力の向上を図る。